

# 第1章 泉佐野市の概況及びみどりの現況と課題

## 1. 泉佐野市の概況

### (1) 位置及び地勢

本市は、大阪府の南部、大阪市と和歌山市のほぼ中央に位置しており、南北に細長い市域を形成しています。市域の北西は大阪湾に面し、北東は貝塚市、熊取町、南西は田尻町、泉南市、南東は和泉山脈の分水界を境として和歌山県に接しています。

大阪都心からは約30～40km離れた位置にあり、南海本線、JR阪和線により約30分間の距離にあります。

沿岸部から内陸部にかけては密集市街地を含む市街地が形成されていますが、内陸部では農地が広がり、丘陵・山間部では里山や里地、森林の豊かな自然景観がみられ、貴重な自然緑地となっています。

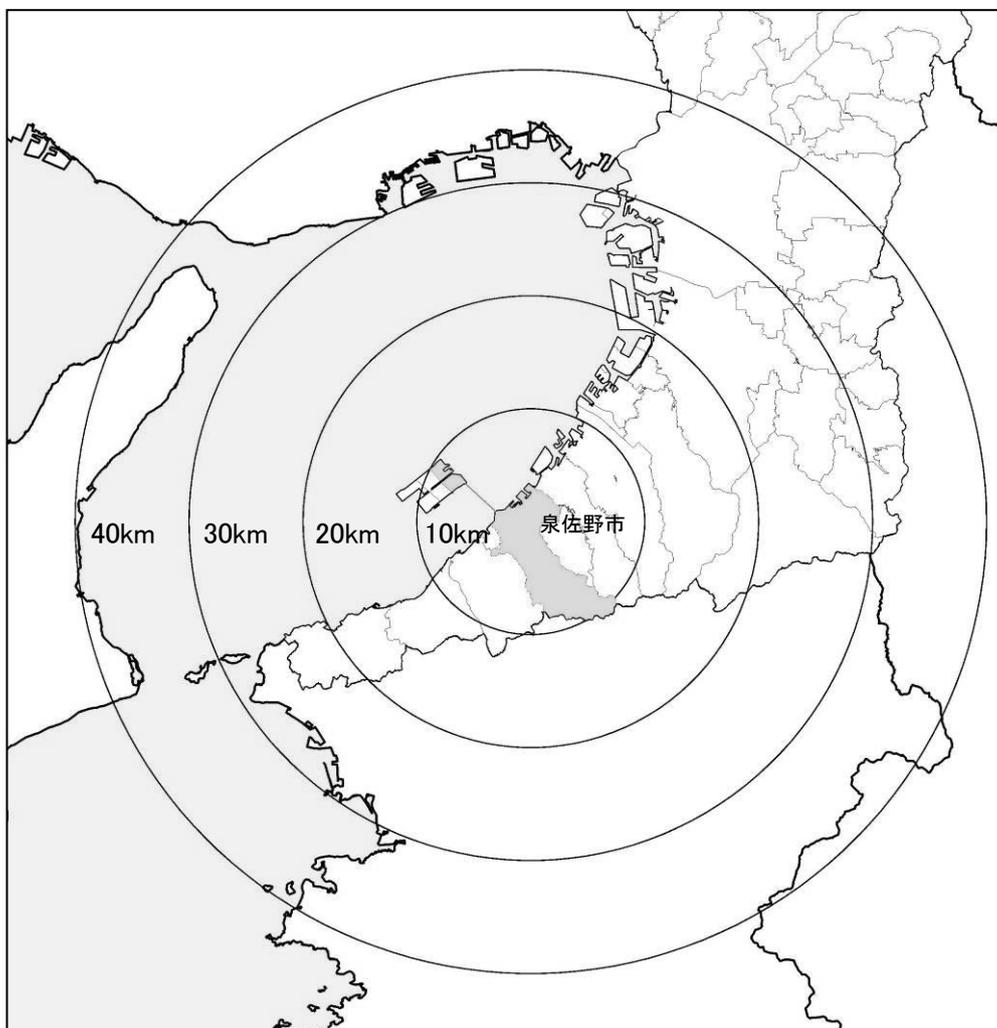


図 位置図

## (2) 自然環境

### 1) 気候

本市は、瀬戸内式気候区に属し、平成25年は平均気温が16.3℃、最高気温が34.8℃、最低気温が-3.0℃となっており、年間降雨量の総量は1040.5mmで、概ね穏やかな気候となっています。

降水量が、梅雨時と秋雨・台風時に多く、夏季に少ないのが特徴で、農業用水等の確保のために古くから多くのため池が作られてきました。

表 泉佐野市気象概況

年	気温(℃)			降雨量(mm)		風速		天気日数			
	平均	最高	最低	総量	最大日量	平均	最大	晴	曇	雨	雪
H21~H25 平均	15.9	33.4	-2.5	1118.1	103.1	3.3	32.74	213.8	102.2	49	1
H25	16.3	34.8	-3.0	1040.5	107.5	3.4	34.0	232	103	30	-

資料：泉佐野市統計書

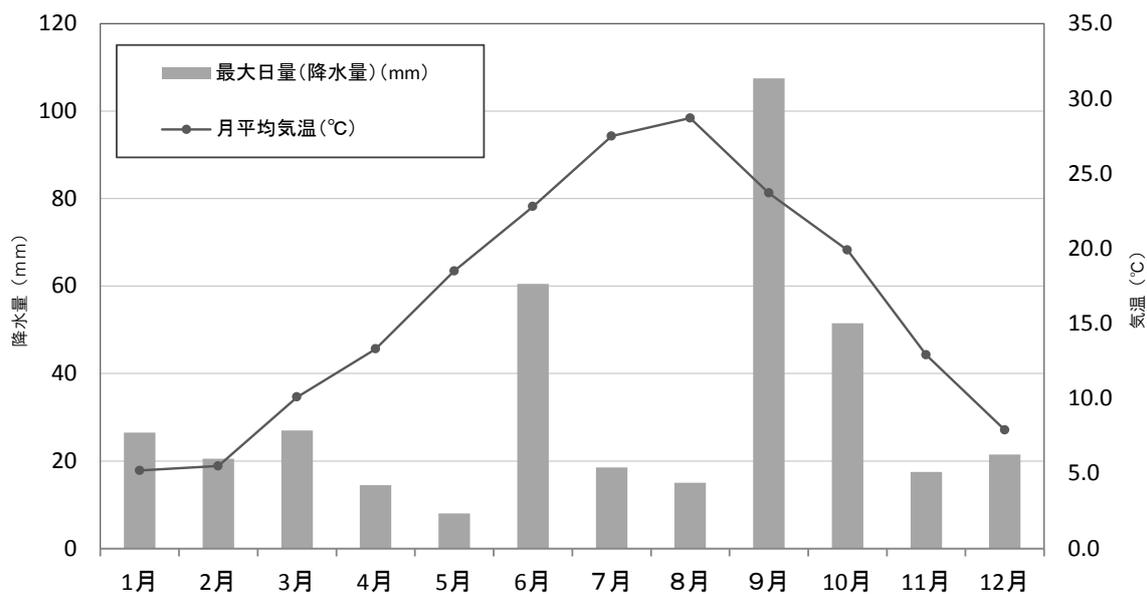


図 平成25年月別平均気温と降水量(最大日量)

資料：泉佐野市統計書

## 2) 自然特性

### ①地形・水系

本市の地形は、海側から、埋立地・低地（海岸沿いの平野、河川沿いの谷底平野）、樫井川右岸に広がる台地（泉南台地）、丘陵地（泉南丘陵）、山地（和泉山脈）の4つの地帯に区分されます。沿岸部は、住宅と商業・業務や工業の混合地域として利用され、台地部は住宅と商業・業務地域が混合する市街地及び田園地域の大部分を占めています。丘陵部、山地部は森林地域となっています。

市域には、北側から、見出川（二級河川、貝塚市境界）、佐野川（二級河川）、円田川（水路）、根来川（水路）、田尻川（二級河川）、樫井川（二級河川、泉南市境界）が和泉山脈から大阪湾へ向かう方向に流れ、市域の大部分が樫井川流域となっています。

見出川、佐野川の上流域は、熊取町域となっており、熊取町との境界をなす丘陵部には、日根荘をうるおしてきたため池が連なっています。円田川は、これらため池群からつながる用水路として機能しています。



図 地形図

資料：国土地理院地図データをもとに加工

## ②植生等

植生の特徴からは、本市は平野・台地部と山地部に二分されています。

平野・台地部においては、沿岸部に「市街地」が広がり、山地部側に「水田雑草群落」が広く分布しており、樹林地等のまとまったみどりはみられません。また、社寺に生育しているウバザクラ及び民家に生育しているクスノキ、イスノキは大阪府の指定文化財（天然記念物）に指定されています。

山地部においては、山麓、山地部北西部、南東部で植生の特徴が異なります。山麓付近は「竹林」、「ウバメガシ二次林」、「シイ・カシ二次林」がモザイク状に分布しています。北西部は「モチツツジアカマツ群集」が広く分布しており、南東部は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が広く分布しています。なお、「アカマツ群集」についてはマツ枯れが進んでいます。こうした台地南縁の水田と山麓部～山地部のみどりが構成要素となり、本市のみどりの背景となる里山環境が形成されています。特に、稲倉池、犬鳴山の溪谷、大井関公園は、大阪府下の優れたみどりの景観の再発見を目的にした、府民の投票による「大阪みどりの百選」に選出されています。

野生動物の生息地としては、犬鳴山一帯（ムカシトンボ、ゲンジボタル等の昆虫類）、大池（シジミ）等の水辺があげられます。

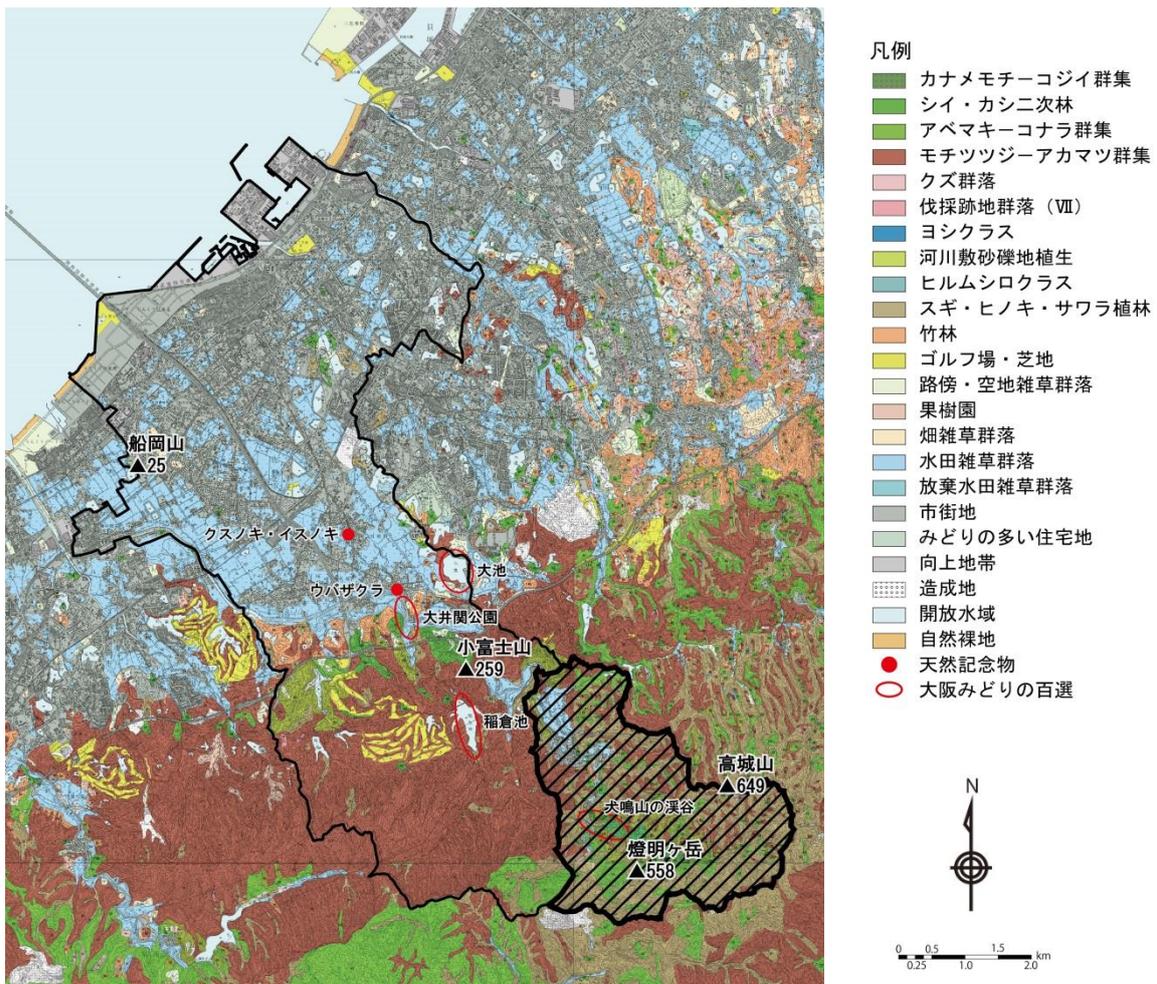


図 植生図（平成 13 年）

資料：「第 6 回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）  
をもとに加工

### (3) 人口及び世帯数

#### 1) 人口・世帯の推移

人口、世帯数は平成 27 年時点で、100,966 人、41,566 世帯となっており、一世帯当たり人員は 2.43 人となっています。

昭和 45 年以降の経年的な変化をみると、人口は昭和 60 年にかけて増加し、昭和 60 年から平成 2 年にかけて減少したものの、関西国際空港の開港の影響などから再び増加に転じ、平成 27 年には最多となっています。

また、世帯数は年々増加し、世帯数増加率が人口増加率を上回っていることから、一世帯当たり人員は年々減少しています。

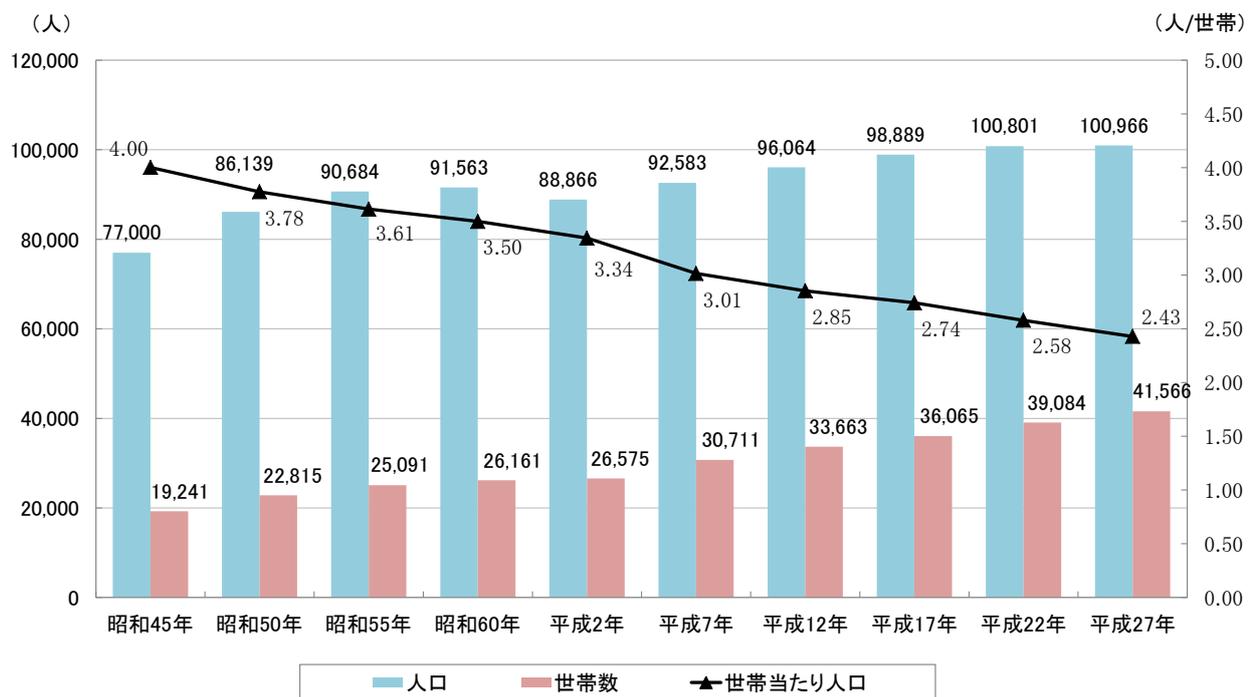


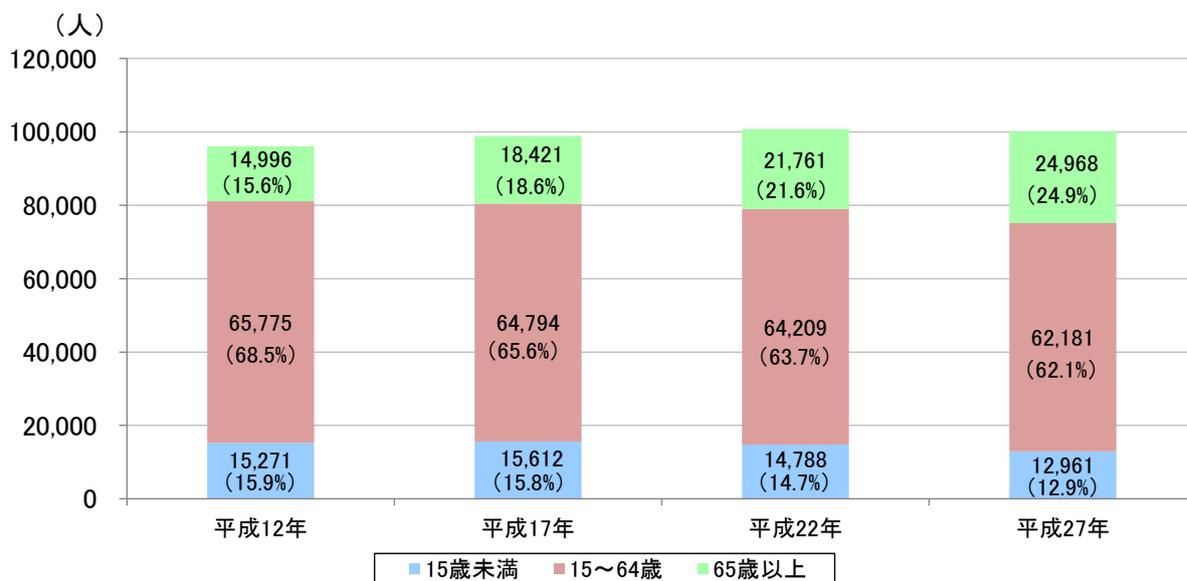
図 人口・世帯数の推移

資料：国勢調査

## 2) 年齢別人口構成

年齢別人口構成をみると、平成27年の15歳未満の年少人口が12.9%、15～64歳の生産年齢人口が62.1%、65歳以上の老年人口が24.9%となっています。

経年的な変化をみると、年少人口比率及び生産年齢人口比率が減少している一方で、老年人口比率は増加しており、平成17年以降、老年人口が年少人口を上回っています。



※年齢不詳は除く

図 年齢別人口構成の推移

資料：国勢調査

## (4) 土地利用

### 1) 土地利用の推移

平成 12 年から 27 年においては、一般市街地が内陸市街地地域から山間地域にかけて拡大しており、沿岸市街地地域では、農地から一般市街地への転用が多くみられます。

市街化区域では、りんくうタウンや国道 26 号沿道、羽倉崎駅周辺での商業業務地の増加がみられ、特にりんくうタウンでの商業業務地への土地利用転換が著しくなっています。

工場地については、市街化区域で減少傾向がみられ、工場が撤退（移転）した跡地は、一般市街地や商業業務地へと土地利用の転換が図られています。

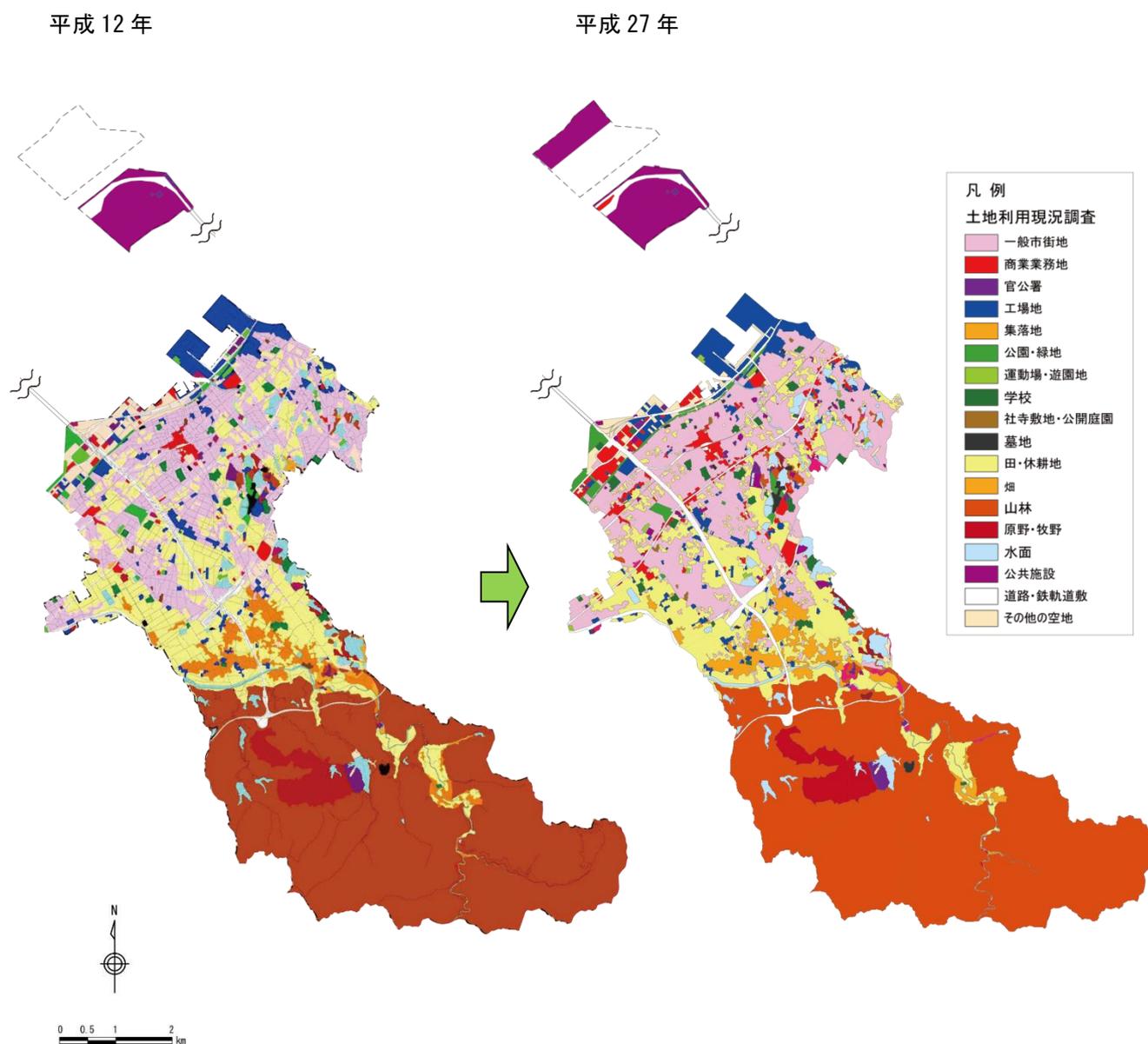


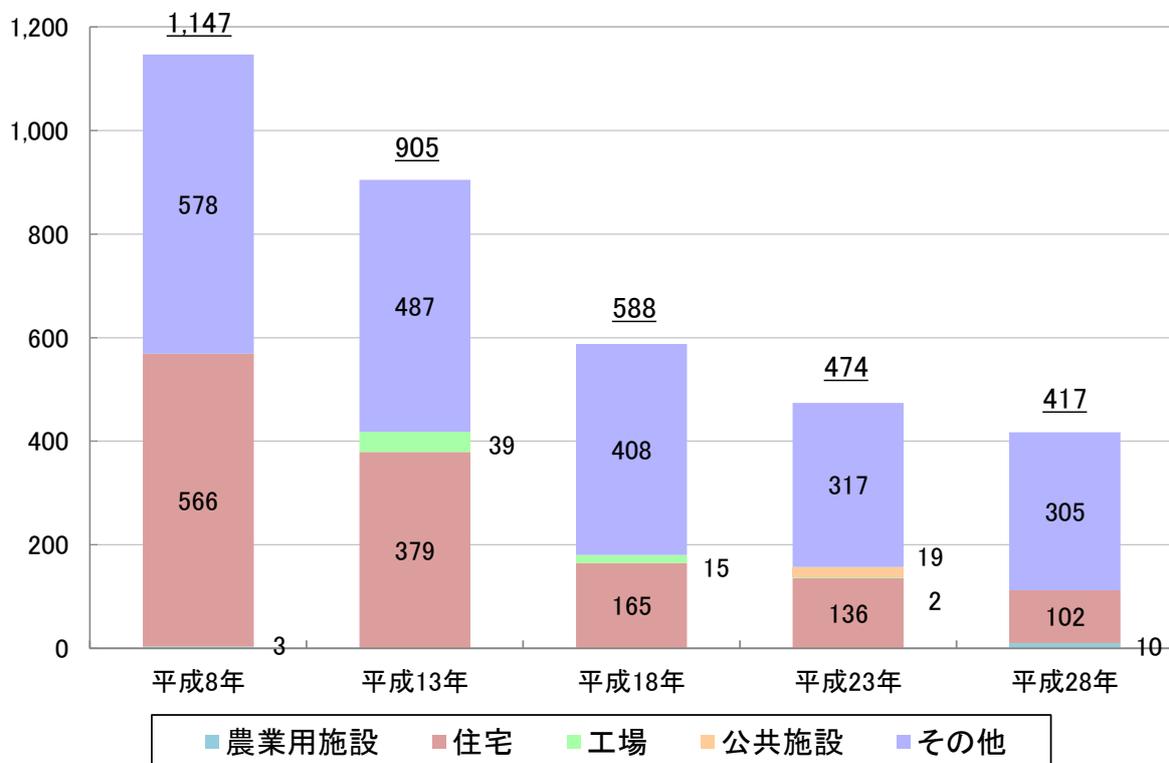
図 土地利用の推移

資料：国勢調査をもとに作成

## 2) 農地転用

平成 28 年の農地転用面積は 417 アールで、うち住宅への転用が、約 1 / 4 を占めています。平成 8 年以降の推移をみると、転用面積は年々減少し、特に住宅への転用は大きく減少しています。

(アール)



※ 1 アール = 100 m<sup>2</sup>

図 用途別農地転用の推移

資料：泉佐野市農業委員会事務局

### 3) 市街化区域内農地と生産緑地

平成4年度から平成29年度までの間で、市街化区域内農地は約4割減少、生産緑地は約2割減少となり、市街化区域内農地の宅地化の進行がうかがえます。

表 市街化区域内農地と生産緑地の推移

年度	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10
市街化区域内農地 (ha)	354	344	329	320	312	304	297
生産緑地 (ha)	185	186	186	185	182	180	178
年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17
市街化区域内農地 (ha)	288	280	267	263	257	252	248
生産緑地 (ha)	176	173	172	171	170	169	167
年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
市街化区域内農地 (ha)	242	242	239	236	234	233	230
生産緑地 (ha)	166	165	163	162	160	158	156
年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29		
市街化区域内農地 (ha)	227	223	220	216	216		
生産緑地 (ha)	152	149	146	147	145		

資料：泉佐野市

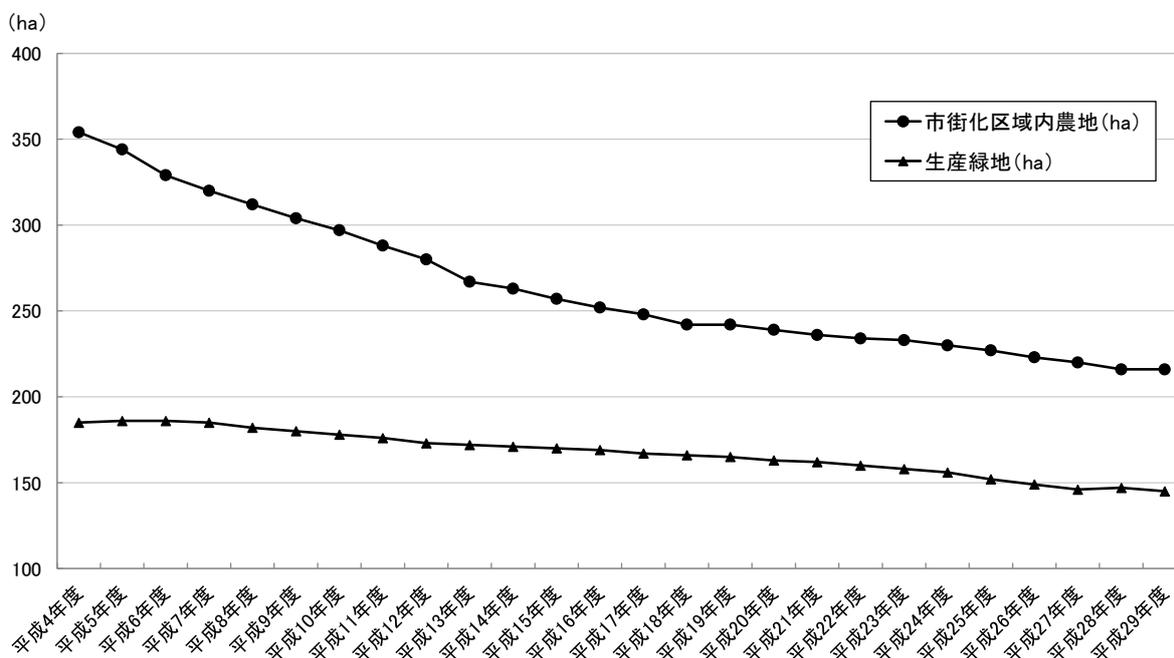


図 市街化区域内農地と生産緑地の推移

資料：泉佐野市

#### 4) 地域地区

13種の用途地域\*のうち、10種の用途地域が定められており、住居系が686ha(33.0%)、商業系が130ha(6.3%)、工業系が1,263ha(60.7%)となっています。

表 都市計画区域、用途地域面積

種 類	面積 (ha)	比率 (%)	
都市計画区域*	5,651	100.0	
市街化調整区域*	3,572	63.2	
市街化区域*	2,079	36.8	100.0
第一種低層住居専用地域	107		5.2
第二種低層住居専用地域	-		-
第一種中高層住居専用地域	46		2.2
第二種中高層住居専用地域	179		8.6
第一種住居地域	345		16.6
第二種住居地域	9		0.4
準住居地域	-		-
田園住居地域	-		-
近隣商業地域	72		3.5
商業地域	58		2.8
準工業地域	1,121		53.9
工業地域	79		3.8
工業専用地域	63		3.0

資料：泉佐野市

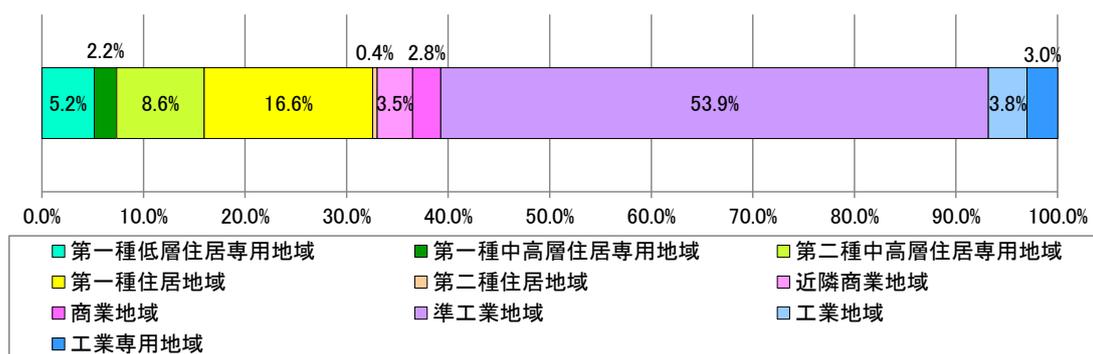


図 用途地域構成割合

資料：泉佐野市

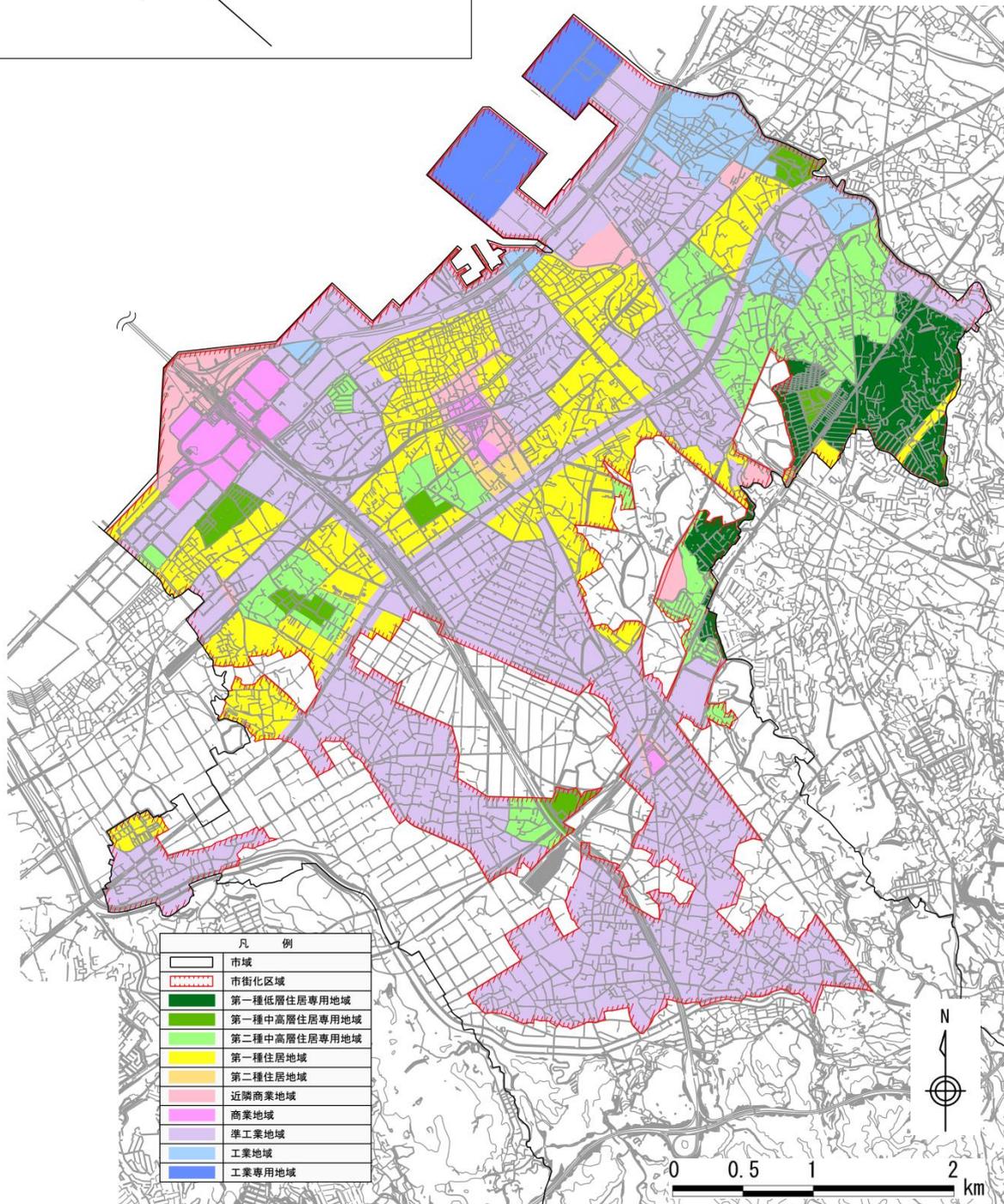
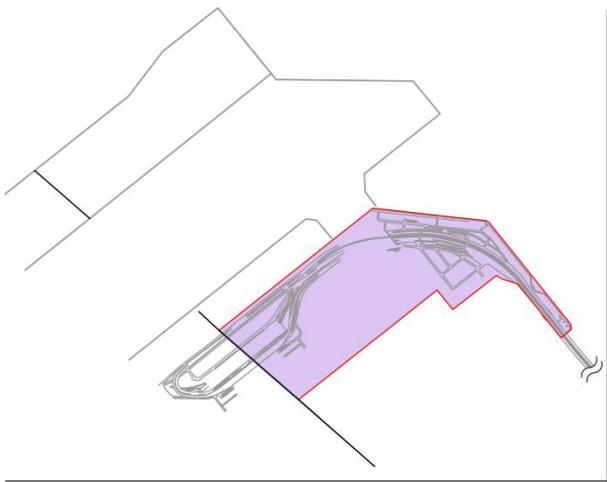


図 用途地域

資料：泉佐野市

その他の地域地区として、防火地域及び準防火地域、高度利用地区、風致地区、生産緑地地区が指定されています。

表 風致地区

名 称	指定面積決定・変更	決定
新家山	106.0ha	H 2. 12. 19 告示
檀波羅山	85.0ha	H28. 3. 30 告示
佐野松原	11.0ha	S 14. 10. 18 告示
計	202.0ha	

資料：大阪府 平成 30 年 12 月時点

## (5) 景観・観光資源

### 1) 景観

市域の約4割を占める山地の樹林や樫井川の水辺などの自然景観、ため池や水田の田園景観、日根野の歴史的集落景観、りんくうタウンの都市的景観など、特徴的な景観が形成されています。

#### ①みどりの景観

山間部に位置する三峰山(577m)、高城山(564m)、雨山(312m)等の主要な山峰が、市域を取り囲む尾根筋を形成しており、景観上重要な存在となっています。

また、小富士山(260m)は市街地の近くに位置することから、近景としてのランドマーク\*となっています。

犬鳴山周辺ではカシやモチノキ等の常緑樹林がみられ、その他にも、意賀美神社や日根神社等の鎮守の森が、市の特徴的な景観を呈しています。

市街地の集落等の景観樹は、土丸春日神社、北庄司邸等にあり、クスノキ、ムクノキ、イスノキ、イチョウ等の大木があげられます。



和泉山脈



意賀美神社

#### ②水辺景観

##### a. 河川景観

主要な河川としては、樫井川(二級指定区間延長 16,321m)が、山間地の大木から本市の中央を横断し、泉南市を経て大阪湾へと流れています。また、樫井川上流部の犬鳴川から大井関公園付近までは美しい渓谷景観を見せており、大井関公園より下流においては田園的水辺景観を形成しています。

##### b. ため池

本市には多くのため池が点在しており、特に熊取町との境界付近や樫井川中流域に多く分布しています。これらは、農村の水辺景観の重要な構成要素となっています。また、ため池の中で特に大きいものとして、稲倉池(14.4ha)、大池(12.8ha)、十二谷池(8.1ha)があげられます。大細利池、貝の池周辺は、護岸が整備され、親水性が高められています。

##### c. 海辺の景観

海岸線は、埋立てによる人工海岸となっており、りんくうタウンの海岸部のりんくう公園は、親水性の高い海辺景観を形成しています。また、佐野漁港周辺では、泉佐野フィッシャーマンズ・ワールドが整備され、海鮮市場やマリナー等のレクリエーション的要素も加えた漁港景観が形成されています。



りんくう公園

### ③まちなみ景観

#### a. 農村集落景観

府道土丸栄線沿道から熊取町境界の尾根筋の緩やかな丘陵地にかけては、美しい田園景観が残されています。また、樫井川流域は、ほ場整備\*等により、水田の広がりを感じられる景観となっています。



樫井川流域のほ場整備

#### b. 歴史的集落景観

日根野駅から大井関公園に至る地域では、古い民家が残された集落の周辺に水田が広がり、歴史のおもむきのある集落景観が現在まで継承されています。また、日根野・大木にまたがる日根荘（中世の荘園跡）の大木地区は、「日根荘大木の農村景観\*」として国の重要文化的景観\*に選定（H25.10.17）されており、歴史的価値の高い社寺や自然景観が保全されています。



日根荘大木の農村景観

#### c. 風致地区の景観

佐野松原風致地区では、佐野中学校を中心として、クロマツ林が残存しています。

檀波羅山風致地区では、山の池、七の池、大細利池、中大細利池の4つの大きなため池の周辺の樹林地などがみどり豊かな景観を形成しており、周囲には市役所、総合文化センター、泉佐野墓地等の公共施設が立地しています。



檀波羅山風致地区

新家山風致地区は、ため池と樹林地及び計画的な住宅地が一体となった景観を形成しています。

#### d. 市街地景観

泉佐野駅周辺では商業業務地区として駅前市街地再開発事業が完了し、良好な都市景観が形成されています。その中心である高松中央線はシンボルロード\*として整備されています。



市街地景観

#### e. 埋立地の景観

りんくうタウンでは、りんくうプレミアム・アウトレットをはじめとする大規模な建築物や、道路、緑地が整備されており、新しい都市景観が形成されています。



りんくうタウン

## 2) 歴史・観光資源

### ①指定文化財

本市では建造物が17カ所、天然記念物、名勝等が5カ所、重要文化的景観が1カ所、指定文化財として登録されています。

表 泉佐野市の指定文化財

	分野	種別	名称
国指定	国宝	建造物	慈眼院（多宝堂、金堂）
	重要文化財	建造物	意賀美神社本殿
	重要文化財	建造物	奥家住宅
	重要文化財	建造物	総福寺鎮守天満宮本殿
	重要文化財	建造物	火走神社摂社幸神社本殿
	史跡	記念物	日根荘遺跡
	重要文化的景観	文化的景観	日根荘大木の農村景観
	登録文化財	建造物	新井家住宅（玄関）
	登録文化財	建造物	池田谷家住宅
	登録文化財	建造物	塚本家住宅（蔵）
	登録文化財	建造物	上善寺
登録文化財	建造物	蟻通神社	
府指定	府指定有形文化財	建造物	日根神社（本殿、末社比売神社本殿）
	府指定有形文化財	建造物	奈加美神社本殿
	府指定有形文化財	建造物	慈眼院の姥桜
	府指定天然記念物	記念物（植物）	北庄司邸のくす
	府指定天然記念物	記念物（植物）	北庄司邸のいすのき
	府規則指定史跡	記念物（史跡）	佐野王子跡
	府規則指定名勝	記念物（名勝）	犬鳴山
市指定	市指定有形文化財	建造物	火走神社本殿
	市指定有形文化財	建造物	旧新川家住宅
	市指定有形文化財	建造物	旧向井家住宅
	市指定有形文化財	建造物	妙光寺三十番神堂

※彫刻、絵画等を除く

資料：大阪府内指定文化財一覧表（大阪府HP）

史跡日根荘遺跡保存活用計画書（平成30年3月策定）

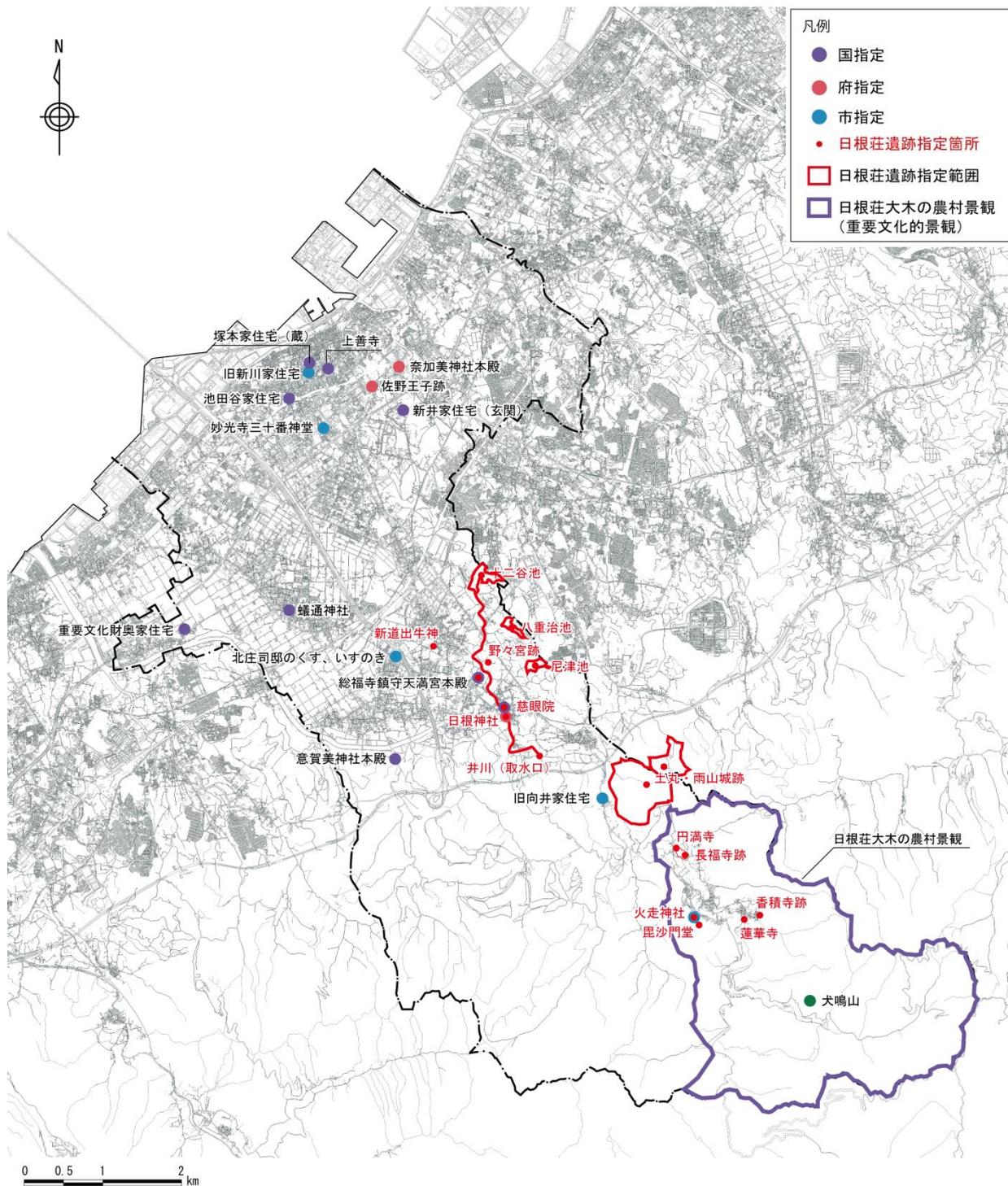


図 指定文化財の分布

資料：大阪府内指定文化財一覧表（大阪府HP）

史跡日根荘遺跡保存活用計画書（平成30年3月策定）

## ②観光

本市の観光拠点として、以下の施設があげられます。観光拠点は主な観光目的から、「遊（遊ぶ・体験する）」、「癒（温泉・自然）」、「買（食事、お土産）」、「学（歴史・文化）」に分けられ、特に「遊」、「買」は泉佐野駅、りんくうタウン駅の周辺、「癒」は市北部の和泉山脈に集中して存在しています。

表 泉佐野市の観光拠点一覧

No	名称	主な観光目的			
		遊	癒	買	学
1	りんくうタウン	○			
2	りんくうプレミアム・アウトレット	○			
3	りんくうプレジャータウンシークル	○			
4	りんくう公園	○			
5	関空展望ホール「スカイビュー」	○			
6	いずみさの関空マリーナ	○			
7	シーズラケットクラブ	○			
	レンタサイクル「さのちやり」	—	—	—	—
8	いこらも～る泉佐野	○			
9	泉佐野カントリークラブ	○			
10	エブノ泉の森ホール	○			
11	泉佐野市観光情報センター	○			
	レンタサイクル「さのちやり」	—	—	—	—
12	観光交流プラザ「りんくうまち処」	○		○	
13	観光情報プラザ「関空まち処」	○		○	
14	観光おもてなしプラザ「泉佐野まち処」	○		○	
	観光おもてなし処「泉佐野まち処」				
15	犬鳴山WOODS	○			
16	大井関公園（ろじ溪）		○		
17	犬鳴山（七宝滝寺、温泉街、行者の滝、ハイキングコース）		○		
18	湯元温泉荘		○		
19	不動口館		○		
20	犬鳴山グランドホテル紀泉閣		○		
21	み奈美亭		○		
22	犬鳴温泉センター		○		
23	関空温泉ホテルガーデンパレス		○		
24	泉州タオル館			○	
25	北庄司酒造店			○	
26	RizuMieこーたり～な（JA大阪泉州農産物直売所）			○	

No	名称	主な観光目的			
		遊	癒	買	学
27	泉佐野漁協青空市場			○	
28	さの町場（泉佐野ふるさと町屋館（泉佐野市指定文化財旧新川家住宅）、いろは蔵、食野家跡）			○	
29	奈加美神社				○
30	新井邸				○
31	妙光寺				○
32	重要文化財奥家住宅				○
33	総福寺天満宮				○
34	日根神社				○
35	慈眼院多宝塔				○
36	土丸城址跡				○
37	泉佐野市指定文化財旧向井家住宅				○
38	火走神社				○
39	意賀美神社				○
40	茅渟宮跡				○
41	レイクアルスタープラザ・カワサキ歴史館いずみさの				○
42	蟻通神社				○
43	泉州航空神社				○
44	春日神社				○
45	樫井古戦場				○

資料：泉佐野市観光協会

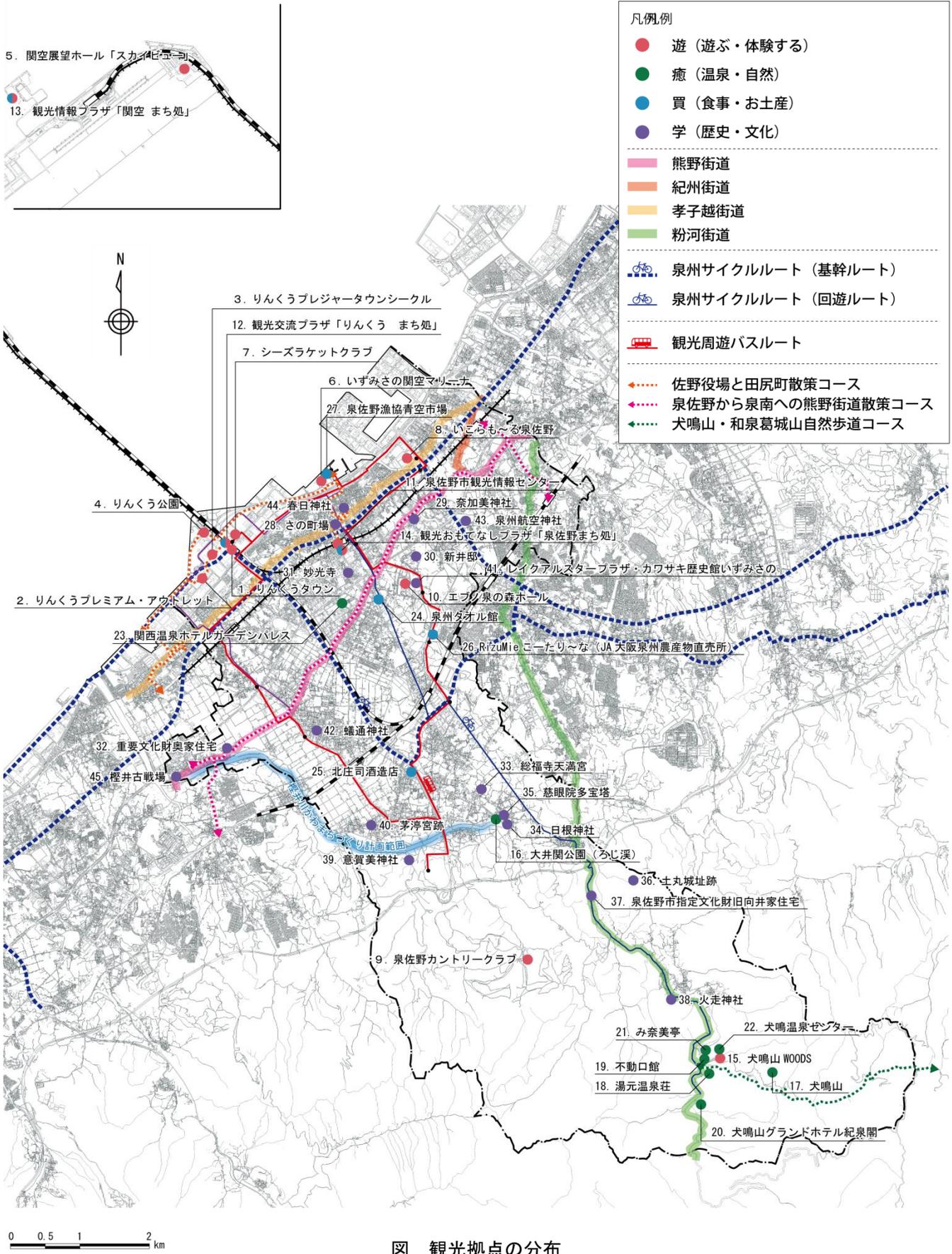


図 観光拠点の分布

資料：泉佐野市観光協会

### ③行事

本市で開催されている主な行事は以下のとおりです。

表 泉佐野市の行事一覧（平成30年度 ※一部29年度行事）

月	名称	内容
4月	第43回大井関桜まつり	花見
	犬鳴山温泉まつり	マス釣り、祈祷、火渡り修行 厳行
5月	まくら祭り	伝統行事(のぼりに色とりどりの飾り枕をつけて村々を巡行する)
	とっておきの音楽祭2018	音楽祭
6月	郷土芸能練習会	
7月	郷土芸能練習会	
	日根神社 ゆ祭り	盆踊り
	犬鳴山納涼カーニバル	金魚すくい、病封じ、きゅうり加持祈祷奉修、地藏盆水子供養、他企業大護摩供
	春日神社夏祭り	ふとん太鼓
	市政施行70周年特別企画	泉州タオルでギネス世界記録に挑戦
	第43回泉佐野郷土芸能の集い	盆踊り大会
8月	佐野浜四町 夏フェスティバル	盆踊り、花火
	ENJOY! りんくう2018	花火、出店
	関空夏祭り	出店
9月	第21回ザ・まつり in IZUMISANO	だんじり、よさこい
	泉佐野観光ボランティア協会企画「てくてくツアー」	ウォーキング
10月	秋祭り	だんじり、やぐら、担いだんじり
	第15回泉州YOSAKOI ゑえじゃないか祭り	よさこい
	りんくうリレーマラソン2018	リレーマラソン
	日根荘大木の里 コスモス園*	花見
11月	第5回いずみさの検定*	検定試験
	泉佐野長者バル*	バル(チケット制)
12月	泉佐野駅前LEDイルミネーション	駅前のイルミネーション
2月	第25回KIX泉州国際マラソン*	マラソン大会
	30歳の成人式in泉佐野*	
2月～3月	第8回泉州ひなまつり*	

資料：泉佐野市観光協会

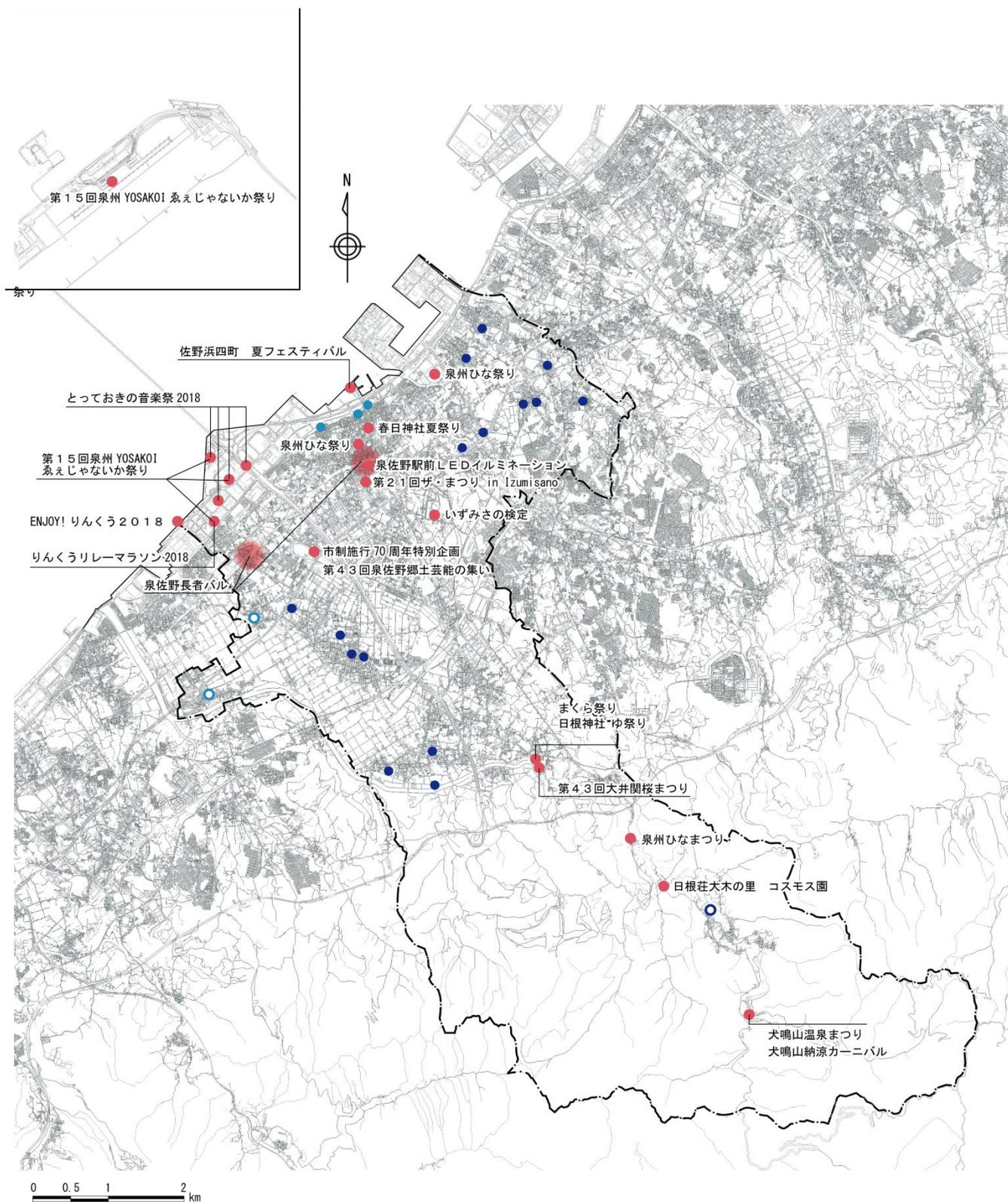


図 行事の開催地

資料：泉佐野市観光協会

## (6) 防災

### 1) 被害予想

#### ①地震・津波

泉佐野市地域防災計画において被害が想定されている地震は「直下型地震」及び「海溝型地震（南海トラフ巨大地震）」です。

最も被害が大きいと想定される中央構造線断層帯地震（直下型）では市域の大半が震度6以上とされ、一部震度7を超える箇所が発生すると予想されています。

表 直下型地震被害想定結果（泉佐野市）

想定地震	上町断層帯地震 A 上町断層帯地震 B	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯 地震	中央構造線 断層帯地震
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 震度 A) 4 ~ 6弱 B) 5弱~6強	マグニチュード (M) 7.3~7.7 震度 4 ~ 5弱	マグニチュード (M) 7.3~7.7 震度 4 ~ 5弱	マグニチュード (M) 7.7~8.1 震度 5強~7
建物全半壊棟数	全壊 A) 235棟 B) 3,140棟 半壊 A) 561棟 B) 3,658棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 0棟 半壊 0棟	全壊 6,535棟 半壊 6,423棟
炎上出火件数	A) 0 (0)件 B) 2 (3)件	0 (0)件	0 (0)件	6 (7)件
死傷者数	死者 A) 0人 B) 34人 負傷者 A) 147人 B) 967人	死者 0人 負傷者 0人	死者 0人 負傷者 0人	死者 92人 負傷者 1,272人
罹災者数	A) 2,493人 B) 20,830人	1人	0人	40,942人
避難所生活者	A) 723人 B) 6,041人	1人	0人	11,874人

資料：泉佐野市地域防災計画（H28.7修正）

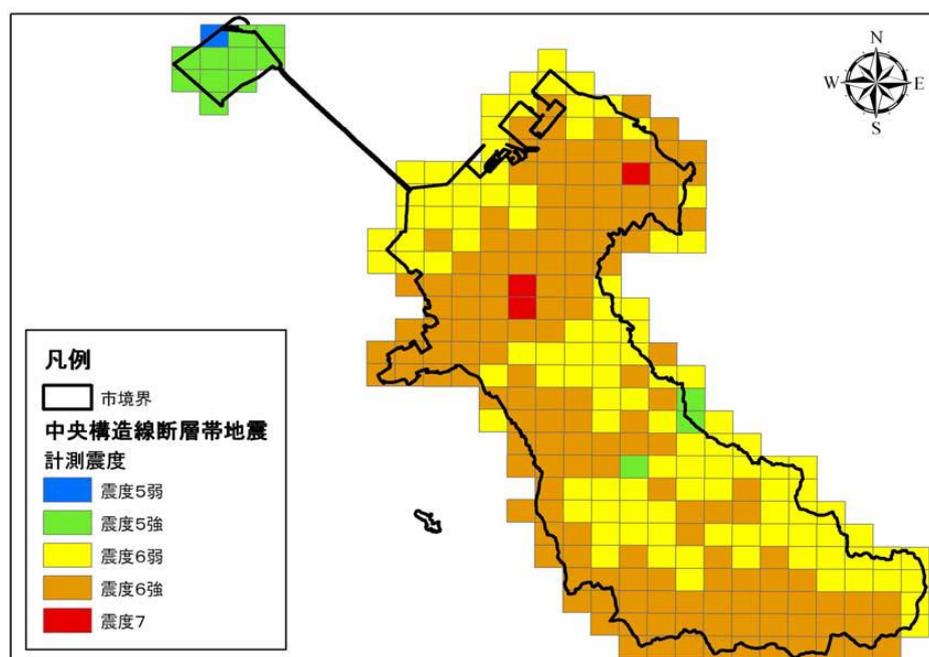


図 中央構造線断層帯地震震度分布

資料：泉佐野市地域防災計画（H28.7修正）

南海トラフ巨大地震では市域全域で震度6弱以上を観測すると予測されています。  
 また、津波が発生した場合、沿岸部では最大3.0m程度の浸水が想定されています。

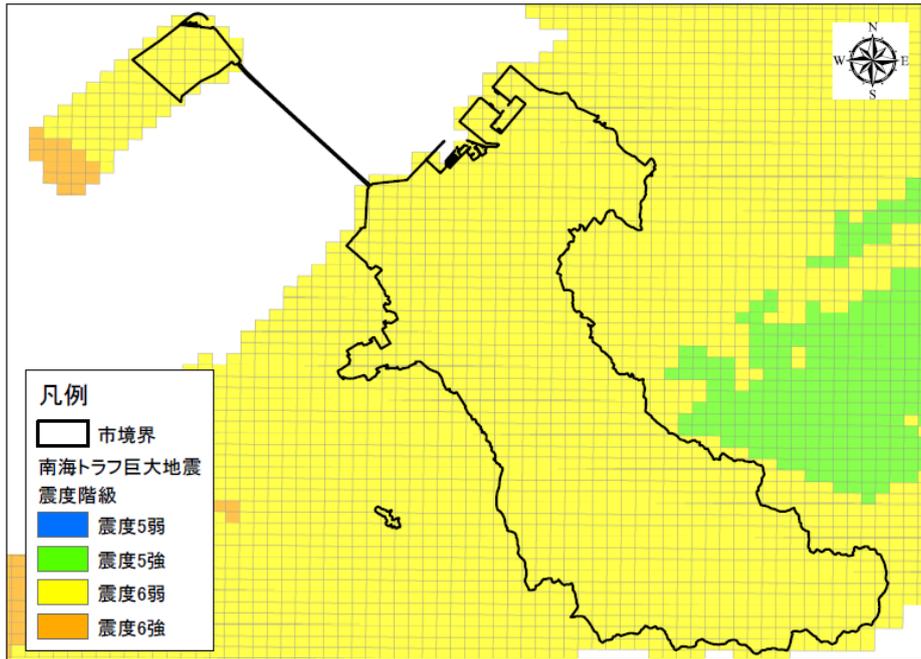


図 南海トラフ巨大地震震度分布

資料：泉佐野市地域防災計画（H28.7修正）

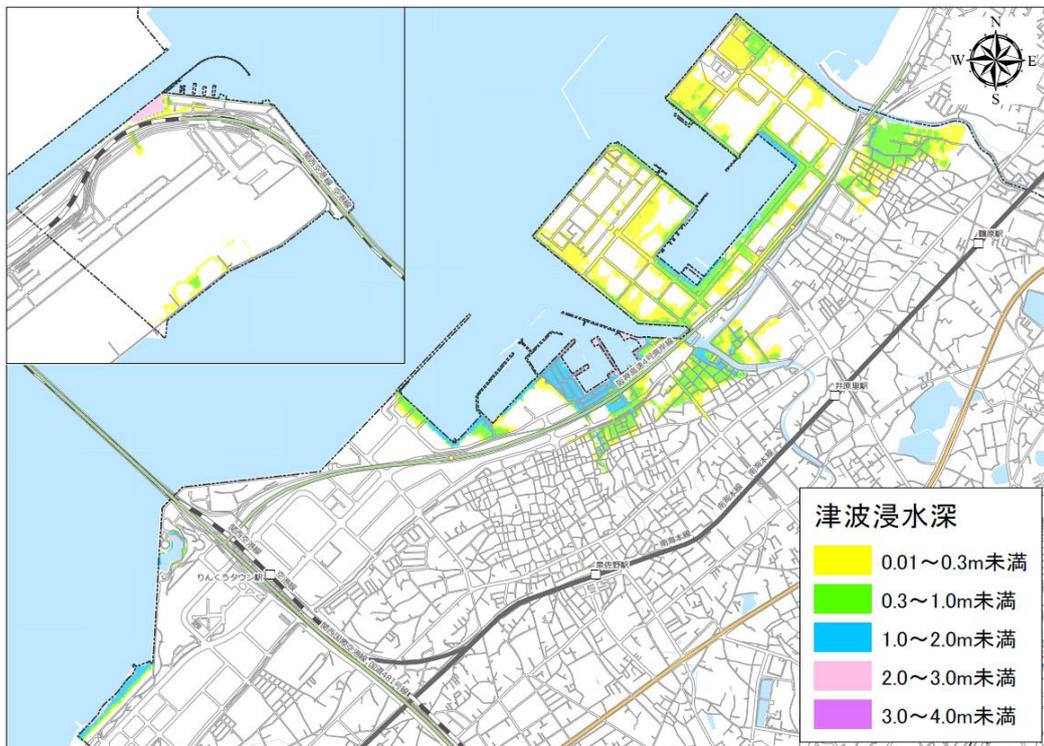


図 南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域

資料：泉佐野市地域防災計画（H28.7修正）

## ②河川洪水

佐野川流域及び樫井川流域の一部で浸水想定水深が2m未満の洪水が予想されています。

## ③土砂災害

南部の山間部の一部は地すべり、土砂災害のおそれがあると予想されており、地すべり危険箇所や土砂災害警戒区域等に指定されています。



図 泉佐野市防災マップ (洪水・土砂災害ハザードマップ)

出典：泉佐野市 もしもの時の防災ガイド (防災マップ)

## 2) 避難場所

地域防災計画において、指定緊急避難場所（42カ所）及び指定避難所（32カ所）が指定されています。指定緊急避難場所には小中学校の運動場等（22カ所）の他、公園・緑地（20カ所）が指定されています。

## 3) 洪水対策状況

大阪府では災害から府民の生命財産を守るため、老朽ため池の改修などをはじめとする防災対策を推進しており、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成27年11月策定）」において、「ため池データベース」により把握しているため池のうち、下流影響が大きいため池（A～C級評価）、老朽度が高いため池を選定し、本市46カ所を防災・減災対策を重点的に推進するため池としています。

表 防災・減災対策を重点的に実施するため池（泉佐野市域）

番号	名称	字名	下流影響 が大きい ため池	老朽度 が高い ため池	防災・減 災対策を 重点的に 推進する ため池	番号	名称	字名	下流影響 が大きい ため池	老朽度 が高い ため池	防災・減 災対策を 重点的に 推進する ため池
1	大細利池	市場南	B		○	24	八重治池	日根野	C		○
2	質池	日根野	C		○	25	十二谷池	日根野	B		○
3	長池	中庄	C	○	○	26	山池	日根野	C		○
4	蓮池	中庄	C		○	27	原池	日根野	C		○
5	七ノ池	中庄	B	○	○	28	新池（俵屋）	日根野	B		○
6	山ノ池	中庄	C		○	29	東ノ池	大木	C	○	○
7	道の池	下瓦屋	B		○	30	円谷池	大木	C		○
8	三念寺池	上瓦屋	B	○	○	31	滝ノ池	上之郷	A		○
9	籠池	上瓦屋	C		○	32	新池	上之郷	A		○
10	中山池	上瓦屋	C	○	○	33	九踏池	長滝		○	○
11	中ノ池	上瓦屋	B	○	○	34	植田池	長滝	C		○
12	原池	上瓦屋	C	○	○	35	穂波池	長滝	C		○
13	摺鉢池	上瓦屋		○	○	36	貝の池	長滝	C		○
14	新池	鶴原	B		○	37	稲倉池	日根野	A	○	○
15	五平池	鶴原	C		○	38	中細利池	市場南	B		○
16	今池	鶴原	C		○	39	奥ノ上池	大木		○	○
17	長坂西池	鶴原	C		○	40	立花谷下池	大木		○	○
18	徳与茂池	鶴原	C		○	41	尼津池	日根野	C	○	○
19	才賀池	鶴原	B		○	42	登り立池	中庄	C	○	○
20	庄田池	鶴原	C		○	43	唐池	市場	C		○
21	四角池	鶴原	B		○	44	布池	市場	C		○
22	大池	東上	A		○	45	新滝の池		A		○
23	郷之池	日根野	B		○	46	新池	日根野	C		○

※下流影響が大きいため池（=水防ため池）

資料：大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成27年11月策定）



図 ため池及び避難場所、避難路の分布状況

資料：泉佐野市地域防災計画、泉佐野市防災マップ、  
大阪府ため池防災・減災アクションプランをもとに作成

## 2. 泉佐野市のみどりの現況

### (1) 施設緑地

ここでは、「みどり」の現況について、「施設緑地」と「地域制緑地」に分けて把握します。施設緑地のうち、都市公園は以下のように分類されます。

表 都市公園の分類

種類		内容	標準面積	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離の標準を250mとして配置する	0.25ha
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離の標準を500mとして配置する	2.0 ha
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離の標準を1kmとして配置する	4.0 ha
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休憩、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園	10～50 ha
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園	15～75 ha
その他の公園	特殊公園	風致公園	主として風致の享受の用に供することを目的とする公園	—
		動植物公園	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園	—
		歴史公園	主として文化財の保護、活用、修景を目的とする公園	—
		墓園	墓地を含んだ良好な景観の屋外レクリエーション活動を目的とする公園	—
	緩衝緑地	公害の緩和又は災害の防止に資することを目的とした緑地	—	
	都市緑地	都市内の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図ることを目的とした緑地	0.1ha～	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市の日常生活の快適性と安全性の確保及びレクリエーション活動を目的とした緑地	—	
	都市林	都市の生活環境を維持、向上させる機能を発揮させるため、都市で自然環境が残されている地域を中心として、市街地やその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等における野生動物の保護等を目的とした公園	—	
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域の利用に供する公園	50ha～	
	国営公園	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的とした公園	300ha～	

施設緑地は現在、都市公園・都市緑地が53カ所（60.48ha）、児童公園等の公共施設緑地が161カ所（21.36ha）の計214カ所（81.84ha）開設されています（平成30年3月31日時点）。平成21年時（190カ所（66.06ha））と比較して24カ所（15.78ha）増加しています。

一人当たりの都市公園面積は市街化区域内で3.97㎡/人、都市計画区域内で5.99㎡/人であり、大阪府の5.6㎡/人（都市計画区域内）よりやや多く、全国の整備水準である10.2㎡/人（平成27年度3月31日時点「H26年度末 都道府県別一人当たり都市公園等整備状況」（国土交通省））より少ない値となっています。

また、施設緑地面積をみると、市街化区域内で5.11㎡/人、都市計画区域内で8.11㎡/人となっています。

表 施設緑地の現況量

				現況(平成30年5月31日)					
				市街化区域			都市計画区域		
				整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
				箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	22	4.25	0.43	24	4.80	0.48		
	都市計画公園	8	1.53	0.15	9	1.94	0.19		
	その他の都市公園	14	2.72	0.27	15	2.86	0.28		
	近隣公園	3	1.79	0.18	3	1.79	0.18		
	都市計画公園	3	1.79	0.18	3	1.79	0.18		
	その他の都市公園	-	-	-	-	-	-		
	地区公園	3	3.74	0.38	3	3.74	0.37		
	都市計画公園	1	0.17	0.02	1	0.17	0.02		
	その他の都市公園	2	3.57	0.36	2	3.57	0.35		
	都市基幹公園	総合公園	1	8.86	0.89	1	8.86	0.88	
	運動公園	-	-	-	-	-	-		
基幹公園 計		29	18.64	1.87	31	19.19	1.90		
特殊公園	風致公園	-	-	-	2	2.13	0.21		
	動植物公園	-	-	-	-	-	-		
	歴史公園	-	-	-	-	-	-		
	墓園	-	-	-	1	5.59	0.55		
	その他	-	-	-	-	-	-		
広域公園		1	15.80	1.59	2	28.50	2.82		
	都市計画公園	1	15.80	1.59	1	15.80	1.56		
	その他の都市公園			-	1	12.70	1.26		
緩衝緑地		-	-	-	-	-	-		
都市緑地		17	5.07	0.51	17	5.07	0.50		
緑道		-	-	-	-	-	-		
都市林		-	-	-	-	-	-		
国営公園		-	-	-	-	-	-		
都市公園 計		47	39.51	3.97	53	60.48	5.99		
公共施設緑地	児童公園	144	11.35	1.14	160	11.96	1.18		
	条例による公園	-	-	-	1	9.40	0.93		
都市公園以外合計		144	11.35	1.14	161	21.36	2.12		
施設緑地 合計		191	50.86	5.11	214	81.84	8.11		
人口		市街化区域人口			99,539 人				
		都市計画区域人口			100,966 人				

※本市では、児童福祉法の児童遊園に相当するような開発提供公園等の小規模な公園を、「児童公園」という呼称で、道路公園課が管理しています。

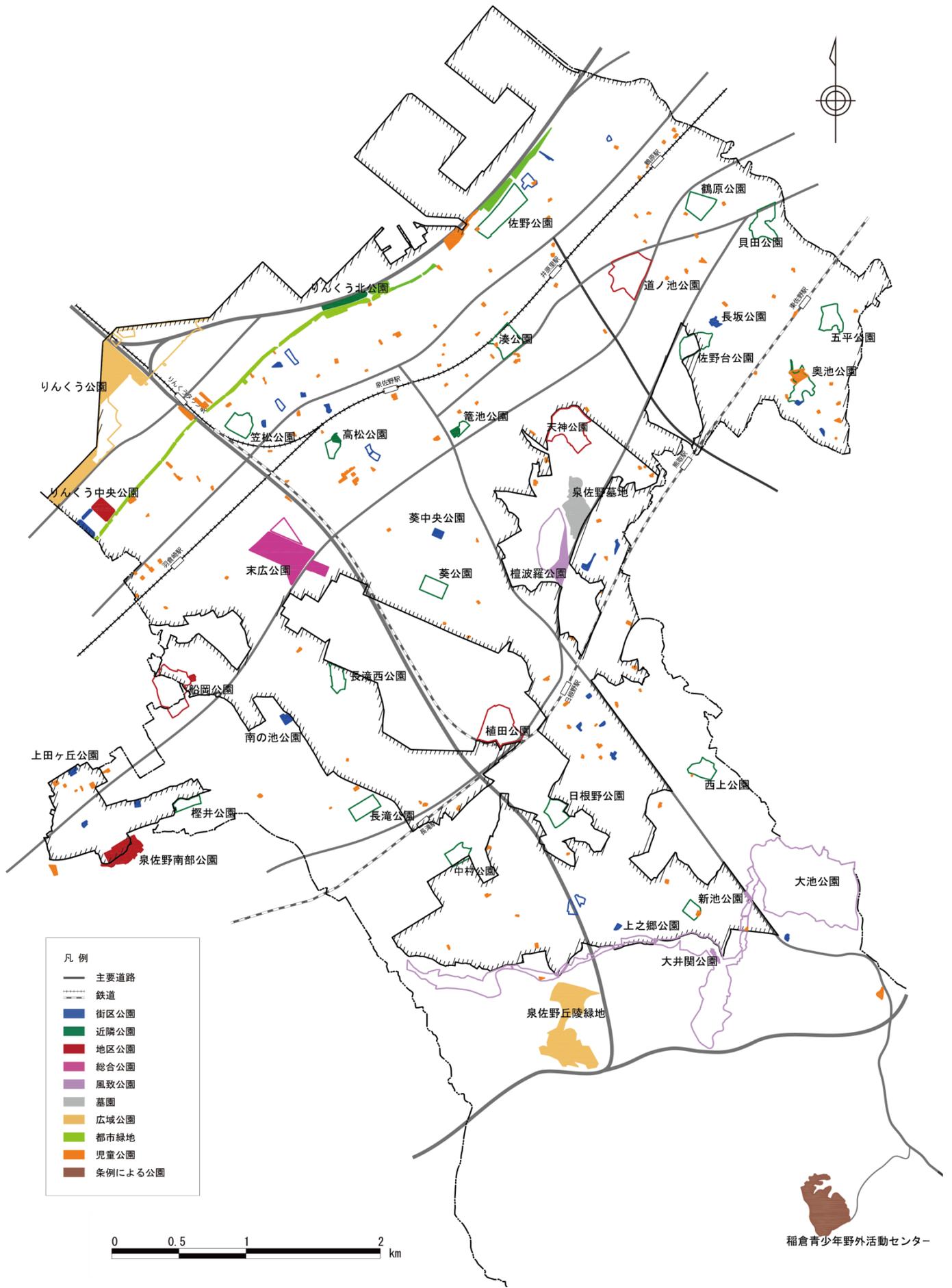


図 施設緑地一覧

## (2) 地域制緑地

地域制緑地は、一定の土地の区域に対し、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地です。本市では、下表の法律にしたがった地域制緑地が指定されています。

表 地域制緑地に関連する法規制

区分		根拠法
法によるもの	自然公園	自然公園法
	近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
	保安林	森林法
	地域森林計画対象民有林	森林法
	農業振興地域農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律
	生産緑地地区	生産緑地法
	河川区域	河川法
条例等によるもの		※本市では該当なし

本市における地域制緑地の現況は下表に示すとおりです。

風致地区が3カ所（202.00ha）、生産緑地地区が593カ所（145.30ha）、近郊緑地保全地区が2,366.00haであり、その他、自然公園や保安林等が指定され、地域制緑地の合計面積は3,018.51haとなっています。

表 地域制設緑地の現況量

		現況(平成30年5月31日)				
		市街化区域		都市計画区域		地域制 緑地間の 重複面積 (ha)
		整備量		整備量		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
緑地保全区域		-	-	-	-	
特別緑地保全地区		-	-	-	-	
風致地区		3	147.47	3	202.00	
生産緑地地区		593	145.30	593	145.30	2.49
近郊緑地保全区域		-	-	-	2,366.00	
法によるもの その他	自然公園	-	-	1	875.00	875.00
	農業振興地域農用地区域	-	-	-	260.00	
	河川区域	3	6.70	3	34.70	0.00
	保安林区域	-	-	-	638.00	638.00
	地域森林計画対象民有林	-	-	-	1,979.00	1,966.00
法によるもの		599	299.47	600	6,500.00	
条例等によるもの						
小計		599	299.47	600	6,500.00	3,481.49
地域制緑地間の重複			2.49		3,481.49	
地域制緑地 合計		599	296.98	600	3,018.51	

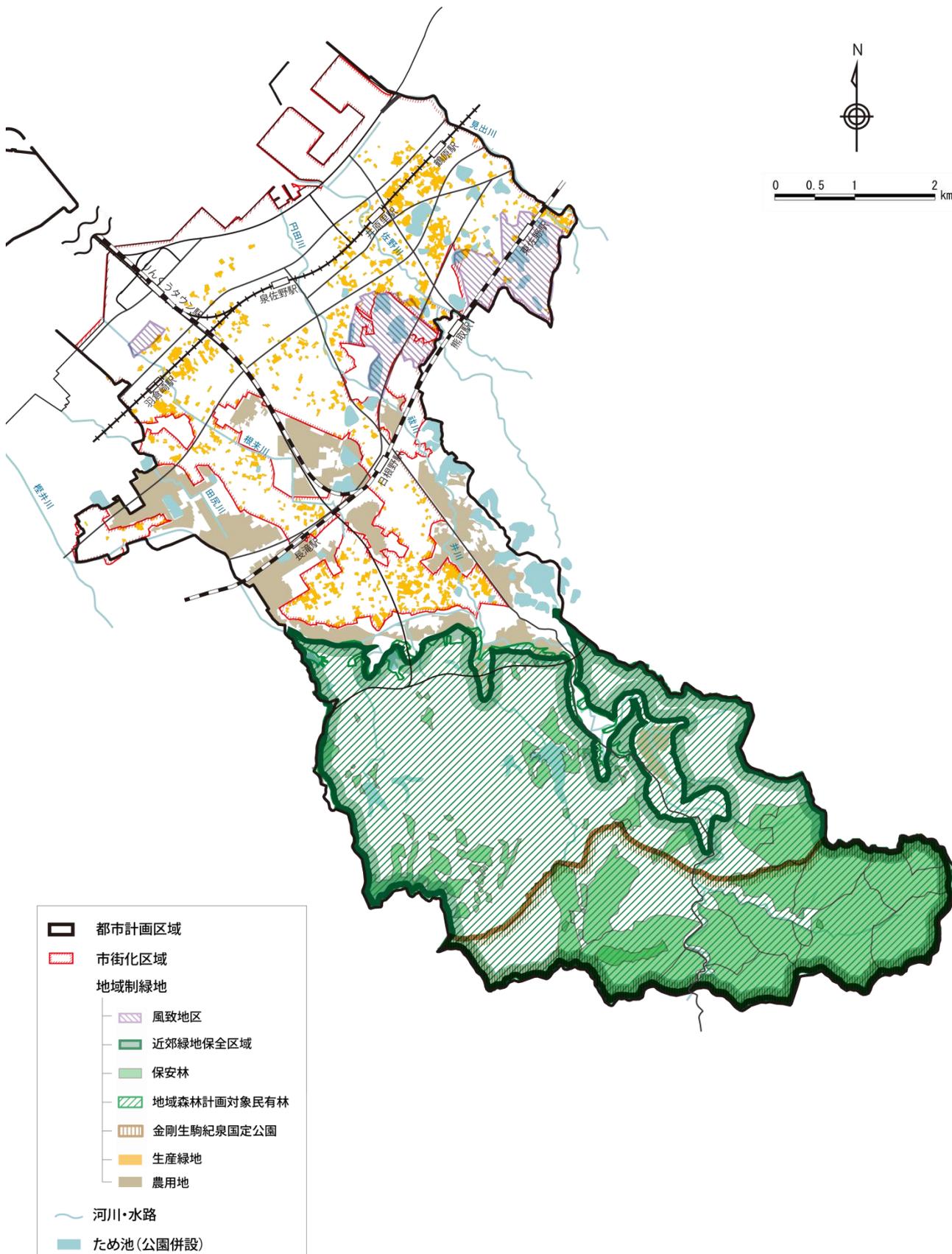


図 地域制緑地指定図

### (3) みどりの整備・管理等に関する市民等の活動状況

みどりに関する市民等の活動としては、以下に示す団体等の活動があげられます。会員不足や高齢化等が活動の支障となっている団体もあります。

これらの団体等の活動の他にも、児童遊園等を地元町会や福祉法人が管理している例や、日根野駅等の駅前広場の植栽管理にボランティアが入っている事例があります。また、かつてはアドプト制度\*を活用した公園もありましたが、現在は行われていません。河川では、アドプト制度による清掃活動等が行われています。

表 主なみどりの活動団体

団体名	活動概要
大阪みどりの トラスト協会 (公益財団法人)	<p><b>【設立目的】</b>            和泉葛城山のブナ林や三草山ゼフィルス森をはじめ、大阪府内に残された貴重な湿地や動植物をはぐくむ自然環境の保全と身近な街の緑化の推進</p> <p><b>【活動概要】</b>            ①貴重な自然環境、生物多様性・里山の保全、②自然環境の保全、緑化の普及啓発及び調査研究、③緑の募金運動、④緑化事業、森林整備等への助成、⑤ボランティアの育成、活動支援、⑥CSR活動のサポート</p> <p><b>【泉佐野市での活動】</b> 緑の募金の森づくり「いずみの森」            泉佐野市青少年野外活動センターと稲倉池周辺に広がる約30haの里山で、緑の募金記念事業として、「いずみの森ボランティアの会」が中心となり、植栽や間伐事業、間伐材を利用した薪づくりなど持続可能な森づくりを目指し活動しています。</p>
泉佐野丘陵緑地 パーククラブ	<p><b>【目的】</b>            泉佐野丘陵緑地の理念に基づき、計画段階から大阪府と協働して公園を造り、管理・運営することを目的に、泉佐野丘陵緑地パークレンジャーで組織されたボランティア団体</p> <p><b>【活動概要】</b>            ①園内動植物の調査活動、②広場づくり・道づくり活動、③農活動、④工作活動、⑤公園PRイベント、⑥専門家指導による勉強会、⑦他団体との交流会等            ※企業グループ「大輪会」による企業からの支援があります。</p>
泉佐野みどり 推進機構 (一般財団法人)  ※都市緑地法に 基づく「みどり 法人* (緑地保 全・緑化推進法 人)」	<p><b>【目的】</b>            泉佐野や泉南地域の美しいまちづくりを推進する団体で、「市民まちづくり」「みどり行政」への支援・協働を推進</p> <p><b>【活動概要】</b>            ①りんくう中央公園指定管理者、②大阪府知事認定林業事業体、③みどり法人としての緑地の保全、緑化施設の整備・管理、緑化に関する啓発・調査研究等、④泉大津フェニックス多目的緑地等の管理運営、⑤公園・緑地・街路樹等管理事業等</p>

#### (4) みどりに関する住民意向の把握

本計画に市民意向を反映させるため、平成30年度に実施した総合計画改定に係るアンケート調査のうち、公園整備や緑地の保全等に関する調査結果を整理します。

##### 1) 調査概要

■対象地域

泉佐野市全域

■調査対象

市内に在住する満18歳以上の男女

■配布数

約3,000人

■抽出方法

無作為抽出（平成30年2月1日現在 住民基本台帳より）

■調査方法

郵送配布・回収による郵送調査法

■調査時期

平成30年4月19日～5月30日

■調査内容

- ・泉佐野市の印象などについて
- ・泉佐野市のまちづくりについて
- ・回答者の属性

##### 2) 回収結果

配布数（件）	3,000
有効配布数（件、宛先不明を除く配布数）	2,959
有効回収数（件）	681
回収率（%）	23.0%

### 3) 調査結果

みどりに関する調査項目として、問3「まちづくりについての重要性と満足度」及び問6「まちづくりのあり方について」の調査結果を示します。

#### 問3. 泉佐野市のまちづくりについての重要性と満足度

本市がこれまで取り組んできた63項目のまちづくりについて、重要性と満足度を5段階評価で聞いています。分析は、偏差値を用いて行っています。

みどりに関連するまちづくりの項目として、以下の6項目があげられます。

- ・防災の推進
- ・環境保全の推進
- ・森林保全
- ・いこいとやすらぎの空間形成
- ・文化的景観の保護推進
- ・良好な景観の形成

重要度でみると、「防災の推進」が偏差値（以下同様）66.3と最も高く、次いで「森林保全」47.8、「環境保全の推進」44.4となっています。

満足度でみると、「いこいとやすらぎの空間形成」が49.7と最も高く、次いで「文化的景観の保護推進」49.3、「防災の推進」47.0となっています。

重要度－満足度の両側面からみると、「防災の推進」が重要度は高いものの、他に比べて満足度が得られておらず、今後整備を図る必要があります。

反対に、「文化的景観の保護推進」や「いこいとやすらぎの空間形成」は、重要度はあまり高くありませんが、他に比べて満足度が得られていることが読み取れます。

なお、「良好な景観の形成」は重要度、満足度ともに最も低くなっています。

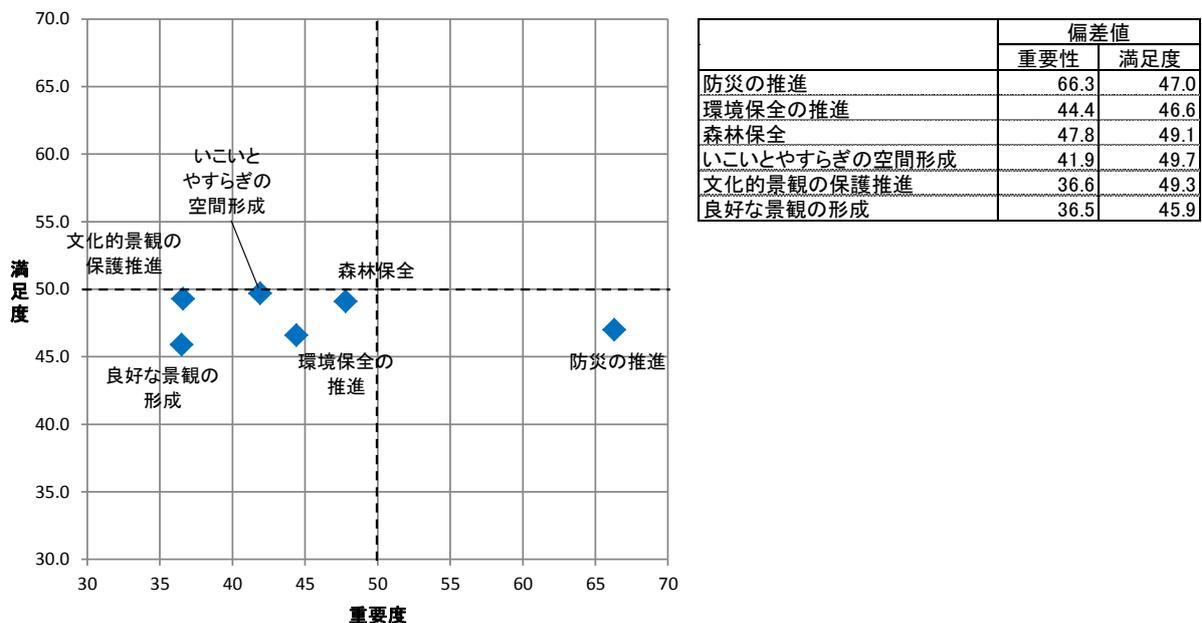


図 まちづくりについての重要度－満足度（全年代）

## 問6. 泉佐野市のまちづくりのあり方について

泉佐野市のまちづくりのあり方5項目について、2つの方向性を示し、どちらに近いかの5段階評価で聞いています。

みどりに関連するまちづくりの項目として、以下の2項目があげられます。

### ①農業地域の土地利用

- ・方向性A：良好な自然環境や営農環境を維持するため、開発を制限するべきだ
- ・方向性B：農業地域の活性化を図るため、積極的に開発を進めるべきだ

農業地域の土地利用については、「どちらとも言えない」が38.0%で最も多いものの、「開発を制限すべき」という意見が「積極的に開発を進めるべき」という意見を上回っています。

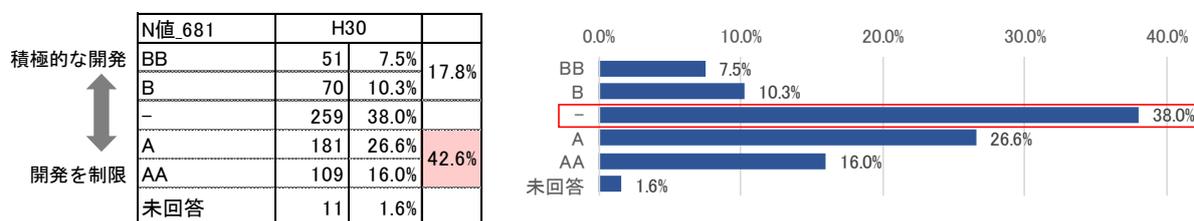


図 農業地域の土地利用

### ②公園・緑地の整備のあり方

- ・方向性A：今後は、今ある公園や緑地を基本として、「みどりの質」を高めることに力を入れるべきだ
- ・方向性B：今後も公園や緑地の整備を積極的に進めて、本市の「みどりの量」を増やしていくことに力を入れるべきだ

公園・緑地の整備については、「どちらとも言えない」が25.6%で最も多いものの、「緑の質を高める」という意見が「緑の量を増やす」という意見を上回っています。

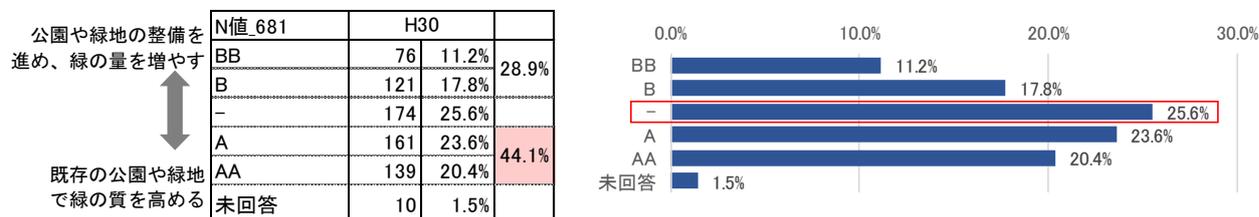


図 公園・緑地の整備のあり方

### 3. 旧計画（泉佐野市緑の基本計画 平成20年3月策定）の進捗状況

#### (1) 計画期間

平成20年3月策定      □基準年次：平成21年      □目標年次：平成30年

#### (2) 緑の将来像

みどりのエントランスシティ・いずみさの

#### (3) 基本方針

- ・生態系に配慮したみどりづくり
- ・快適な生活環境のためのみどりづくり
- ・「安全環境」を築くみどりづくり
- ・市民が主体となったみどりづくり

#### (4) 目標水準の達成状況

平成21年3月に策定された旧計画に掲げた各目標水準の達成状況を確認します。

##### 1) みどりの確保目標水準

市域面積に対する緑地面積の割合は56.5%を目標としており、現状は54.3%となっています。平成20年3月時点と比べ、割合が減少していますが、これは市域面積が拡大していること、地域制緑地が減少していることが理由となっています。

表 旧計画のみどりの確保目標水準との比較表

	旧計画		現状	達成状況
	平成20年3月	目標数値 (平成30年)	平成30年5月	
全市域面積	5,503ha	5,503ha	5,651ha	—
緑地水準	3,094ha	3,108ha	3,069ha	未達成
目標水準 (%)	56.2%	56.5%	54.3%	未達成

##### 2) 施設緑地として整備すべき緑地の目標水準

施設緑地として整備すべき緑地面積は一人当たり水準8.06㎡/人を目標としており、現状は8.11㎡/人で目標を達成しています。

表 旧計画の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準との比較表

	旧計画		現状	達成状況
	平成20年3月	目標数値 (平成30年)	平成30年5月	
人口	99,612人	100,000人	100,966人	—
施設緑地面積	66.06ha	80.56ha	81.84ha	達成
1人当たり水準	6.63㎡/人	8.06㎡/人	8.11㎡/人	達成

### 3) 旧計画（泉佐野市緑の基本計画）の目標値との比較

市域内の都市公園面積は目標数値を達成していますが、一人当たり水準は目標数値を達成していません。これは、旧計画における目標年度の計画対象区域及び計画人口に対して現状の市域面積及び人口が上回っているためです。

市街化区域に関しては都市公園面積、一人当たり水準のいずれも目標未達成です。

表 旧計画の目標値との比較

		旧計画		現状	達成状況
		平成 20 年 3 月	目標数値 (平成 30 年)	平成 30 年 5 月	
都市公園面積	市域内	46.40ha	60.30ha	60.48ha	達成
	市街化区域内	38.27ha	43.37ha	39.51ha	未達成
一人当たり水準	市域内	4.66 m <sup>2</sup> /人	6.03 m <sup>2</sup> /人	5.99 m <sup>2</sup> /人	未達成
	市街化区域内	4.16 m <sup>2</sup> /人	4.69 m <sup>2</sup> /人	3.97 m <sup>2</sup> /人	未達成

### (5) みどりの配置方針

#### ①環境保全システムの配置方針

- ア) 都市のみどりの骨格となる緑地の保全・育成
- イ) 快適な生活環境の形成
- ウ) 歴史的風土の保全・活用
- エ) 自然との共生・調和
- オ) 農地の保全・活用

#### ②レクリエーションシステムの配置方針

- ア) 日常的なレクリエーションの場（児童公園・住区基幹公園等）の充実
- イ) 広域的なレクリエーションの場（都市基幹公園・特殊公園・広域公園等）の充実
- ウ) ネットワークの形成

#### ③防災システムの配置方針

- ア) 災害時における安全性の確保
- イ) 工場地等の周辺へのみどりの配置
- ウ) 災害発生のおそれのある地区の緑化
- エ) 多様な防災活動拠点の確保
- オ) 山地の保全、山地のみどりによる保水能力の確保

#### ④景観システムの配置方針

- ア) 都市を代表する郷土景観となるみどりの保全
- イ) ランドマーク景観となるみどりの保全・創出
- ウ) 地域の特性に応じた美観向上

## 4. みどりに関する課題

### (1) 系統別のみどり資源の状況

本市のみどり資源の状況を「環境保全」、「レクリエーション」、「景観」、「防災」の4系統に分けて把握します。

#### 1) 環境保全系統のみどり

環境保全系統を構成するみどりの要素を、都市の緑の骨格を形成する都市レベルの緑地（都市環境保全緑地）と地域の快適な暮らしを形成する地域レベルの緑地（地域環境保全緑地）に分けて把握します。

#### ①都市環境保全緑地

都市環境保全緑地は主に生物の生息・生育環境を保全するための水とみどりのネットワークを形成するみどりとします。

以下に本市における都市環境保全緑地を構成するみどりの要素を示します。

##### ・和泉山脈

金剛生駒紀泉国定公園を含む和泉山脈のみどりは、大阪府の広域緑地計画である「みどりの大阪推進計画」において泉州地域から南河内地域にかけての骨格となるみどりに位置づけられており、本市の重要なみどりの背景としての骨格緑地となっています。

##### ・里山環境

和泉山脈から続く丘陵部等の近郊緑地保全区域の北部に里山環境がみられます。「モチツツジアカマツ群集」、「アベマキーコナラ群集」、「シイ・カシ二次林」、「ウバメガシ二次林」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」等の二次林が分布しており、生物多様性を確保するための貴重な自然環境となっています。また、これらの里山環境は、重要文化的景観として選定された集落の環境的基盤となっています。

##### ・ため池群

ため池は、真夏に小雨となる気候の本市の特徴的な地物であり、熊取町との境界周辺を中心に群状に分布しています。ため池の水辺環境は、生物多様性の確保や市街地の気象緩和にも貢献し、また、都市計画公園に含まれているものもあります。

##### ・河川・水路

本市には見出川、佐野川、樫井川、田尻川の二級河川と円田川、根来川等の河川・水路があり、和泉山脈から大阪湾へ向かう方向に流れ、生き物の生息・移動空間ともなる山から海へのみどりのネットワークを形成しています。

##### ・まとまった農地

市街化調整区域を中心に3本の<sup>くさび</sup>楔状に広がるまとまった農地は、生物の生息・生育環境も担っています。

##### ・海浜地域のみどり

りんくうタウンやマーブルビーチ等の沿岸部のみどりは、「みどりの大阪推進計画」において大阪湾を取り囲む臨海部の骨格となるみどりに位置づけられています。

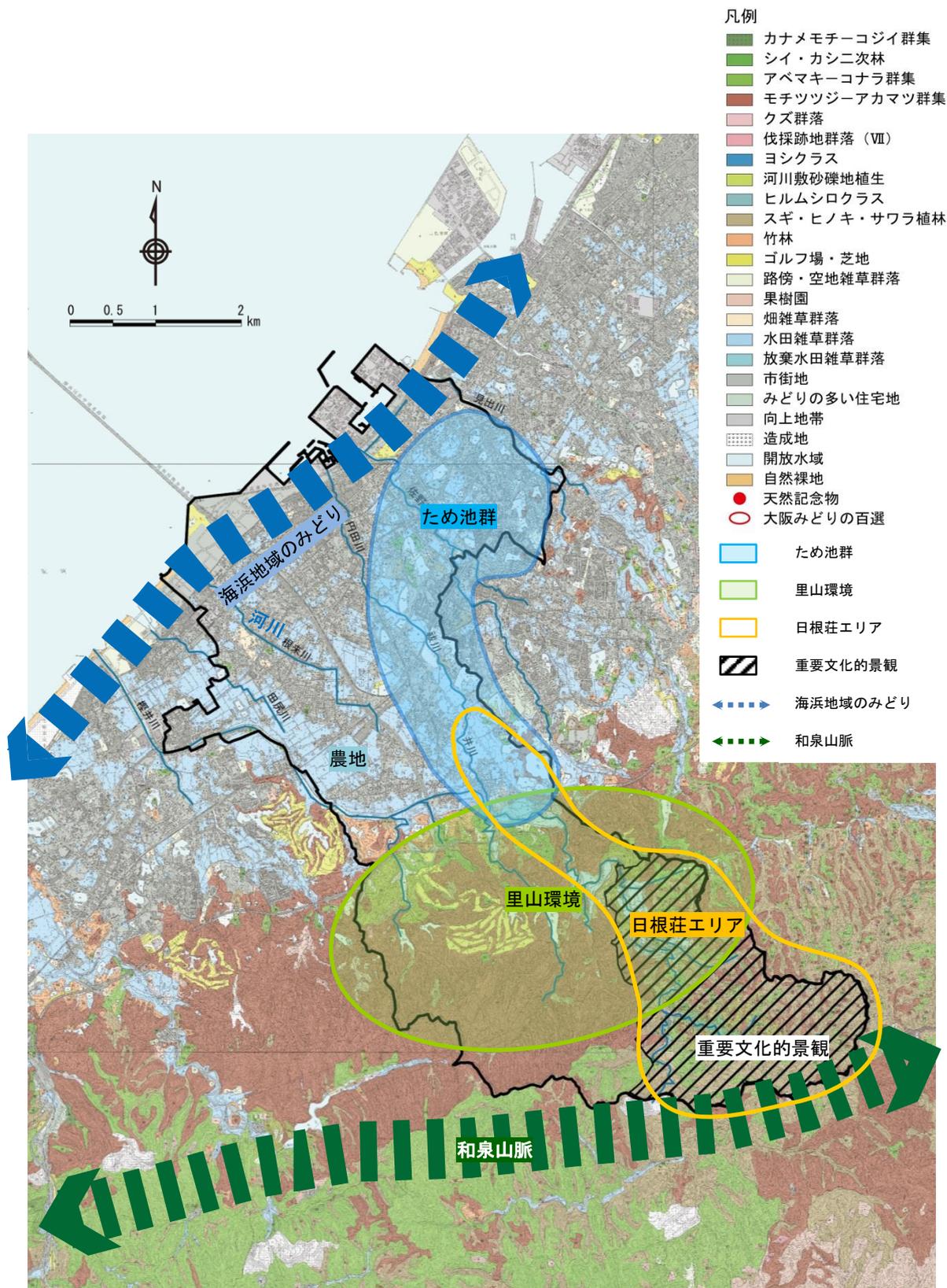


図 環境保全系統のみどり (都市環境保全緑地)

資料: 「第6回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」(環境省生物多様性センター) をもとに加工

## ②地域環境保全緑地

地域環境保全緑地は主に市街地における緑地空間や緑陰を形成する街路樹など、人々の快適な生活環境を形成するみどりとします。

以下に、本市における地域環境保全緑地を構成するみどりの要素を示します。

### ・市街地の農地

市街化区域内には生産緑地等の農地があり、市街地にうるおいを提供するみどりとなっています。

### ・社寺のみどり

社寺の境内地の樹木は、建物等と一体的に地域の歴史文化を象徴するみどりであり、特に市街地ではまとまったみどりを提供する要素として重要です。

### ・街路樹（道路植栽）

街路樹等の道路植栽は、緑陰を形成するなど都市生活にうるおいを与え、市街地の緑地環境の骨格となります。市街地における鳥類、昆虫類等の生態系ネットワークとしても重要です。

### ・住区基幹公園や児童公園

地区公園、近隣公園、街区公園の住区基幹公園と児童公園<sup>※</sup>は、地域コミュニティのシンボルであり、市民に身近なみどりを提供し、日常的なみどりとの接点となる場です。

### ・宅地や施設内のみどり

住宅地や商業施設、工場等の宅地内のみどりは、街路樹と同様に、緑陰を形成するなど都市生活にうるおいを与えています。また、壁面緑化や屋上緑化等を含めて、市街地内の生態系ネットワークの一部としてや、低炭素まちづくりにつながる建築環境のコントロールにも役立っています。

※ 本市では、児童福祉法の児童遊園に相当するような開発提供公園等の小規模な公園を、「児童公園」という呼称で、道路公園課が管理しています。旧都市公園法の児童公園（現行法の街区公園）とは異なる区分です。

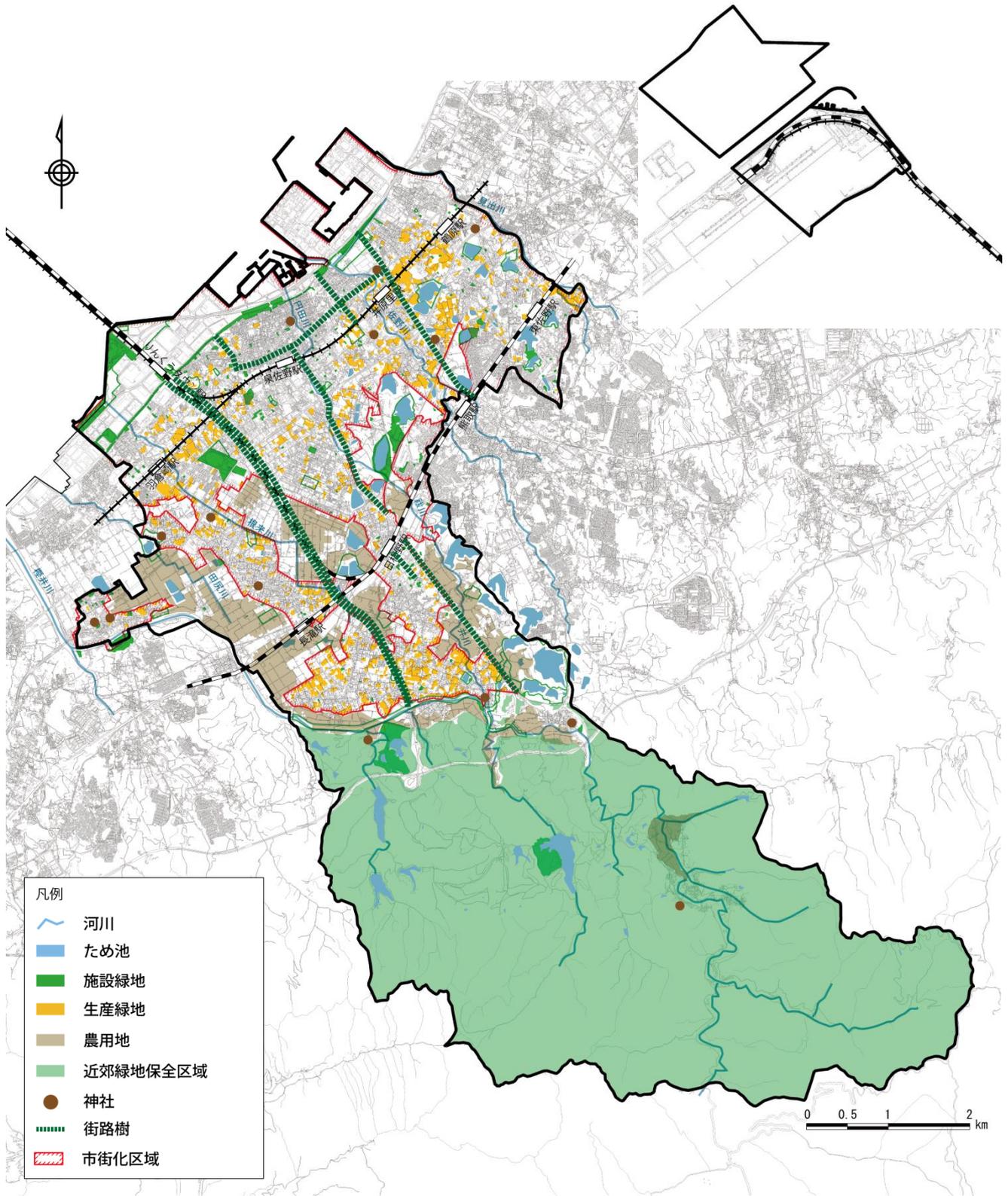


図 環境保全系統のみどり（地域環境保全緑地）

## 2) レクリエーション系統のみどり

レクリエーション系統のみどりの要素としては、住民に日常的なレクリエーション空間を提供する住区基幹公園等の都市公園に加え、広域公園等の大規模公園やアミューズメント施設、文化財や社寺仏閣、温泉等のみどりを背景とした歴史・文化系の観光地区などがあります。

以下に本市においてレクリエーション系統を構成するみどりの要素を示します。

### ・都市公園

末広公園をはじめとする都市基幹公園や住区基幹公園は、地域住民が日常的に利用する休憩、遊戯、運動等のレクリエーションの場として重要な役割を担っています。

### ・森林・野外活動施設

林間で野外活動を行える施設としては、泉佐野丘陵緑地（広域公園・府営）や稲倉青少年野外活動センター等があります。いずれも山間部にあり、豊かな森林・里山環境が体験できます。

稲倉青少年野外活動センターは自然を宿泊体験できるキャンプ場として、泉佐野丘陵緑地（広域公園・府営）は公園づくりや多様な里山体験ができる“つくり続ける公園”として、重要なレクリエーション拠点の役割を担っています。

### ・臨海部のアミューズメント地区

関西国際空港に近い臨海部は、マーブルビーチのあるりんくう公園（広域公園・府営）に大規模商業施設が隣接立地し、市民はもとより観光客の利用も多いアミューズメント空間となっています。新たなスポーツレクリエーション施設として、(仮称) 関空アイスアリーナの整備を進めています。

### ・歴史文化系観光地区

犬鳴山温泉は、和泉山脈奥深くの森林を背景とし、犬鳴山ハイキングの拠点にもなっており、関西国際空港から一番近い温泉として来訪者が増えています。また、近くには里山のみどりを背景に国史跡日根荘遺跡\*が点在し、重要文化的景観にも指定されており、今後の歴史文化系の観光地区としての活性化が期待されます。

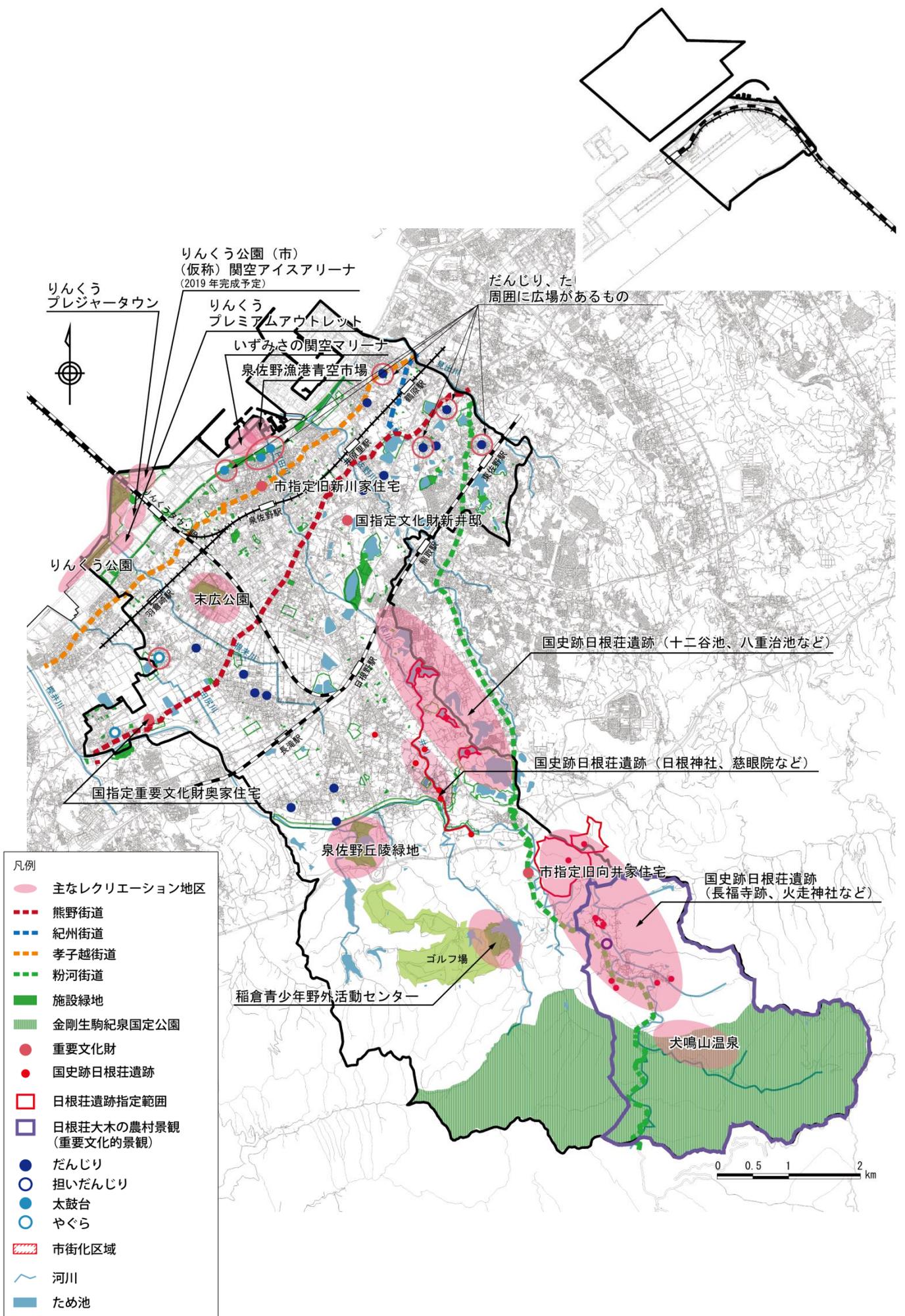


図 レクリエーション系統のみどり

### 3) 景観系統のみどり

景観系統のみどりとしては、本市の景観の骨格を示す山地～丘陵部のみどりを背景にして、文化的景観や名勝に指定されるような歴史・文化景観と一体となったみどりや、公園や街路樹等のランドマーク、シンボルとしての都市景観を形成するみどりなどがあげられます。

以下に本市における景観系統のみどりを構成する要素を示します。

#### ・和泉山脈

市域南部の和泉山脈は、広域及び本市のみどりの背景として景観の骨格を形成しています。特に、山麓の丘陵部のみどりは市街地から認識しやすく、ランドマークとなっています。これらの森林は、さまざまな植生のみどりで構成されていますが、アカマツ林のウバメガシ等への林相遷移、ナラ枯れや森林の竹藪化などが進行し、森林景観が悪化しています。

#### ・河川のみどり、ため池

樫井川、佐野川等の河川や熊取町境界周辺等のため池は、本市の特徴的な地形要素であり、水辺のみどりと合わせて景観軸\*やランドマークとなっています。

#### ・重要文化的景観地域（日根荘大木の農村景観）

中世の荘園・日根荘に由来するため池や水路、農地、寺社堂などで構成される風景を見せる里山・田園地域は、地域の人々が時代や暮らしの変化に合わせて受け継いできた歴史の変遷をたどることができる重要な地域であることから、国の重要文化的景観に指定されています。

#### ・市街地及び周辺の農地

市街地やその周辺の農地は、都市の緑量を感じさせる景観の要素であり、特に生産緑地等の市街地の農地は、みどりの少ない都市部にみどりを提供する貴重な景観資源となっています。

#### ・丘陵端部や旧海岸の風致地区

風致地区は、熊取町との境界の丘陵端部や旧海岸線に3カ所が指定されています。ため池周囲のみどりや住宅地のみどりなどが、良好な風致景観を形成しています。

#### ・都市景観形成重点地区

りんくうタウン駅周辺は泉佐野市都市景観条例に基づく都市景観形成重点地区に指定され、「空と海と陸とをつなぐあたらしいまちづくり」をコンセプトとする景観形成が進められています。

#### ・駅前広場・駅前道路

泉佐野駅やりんくうタウン駅、日根野駅のような主要な駅前広場とそれに続く道路は、本市のゲート空間\*、シンボル空間\*として重要な役割を担っています。

#### ・旧街道（古道）

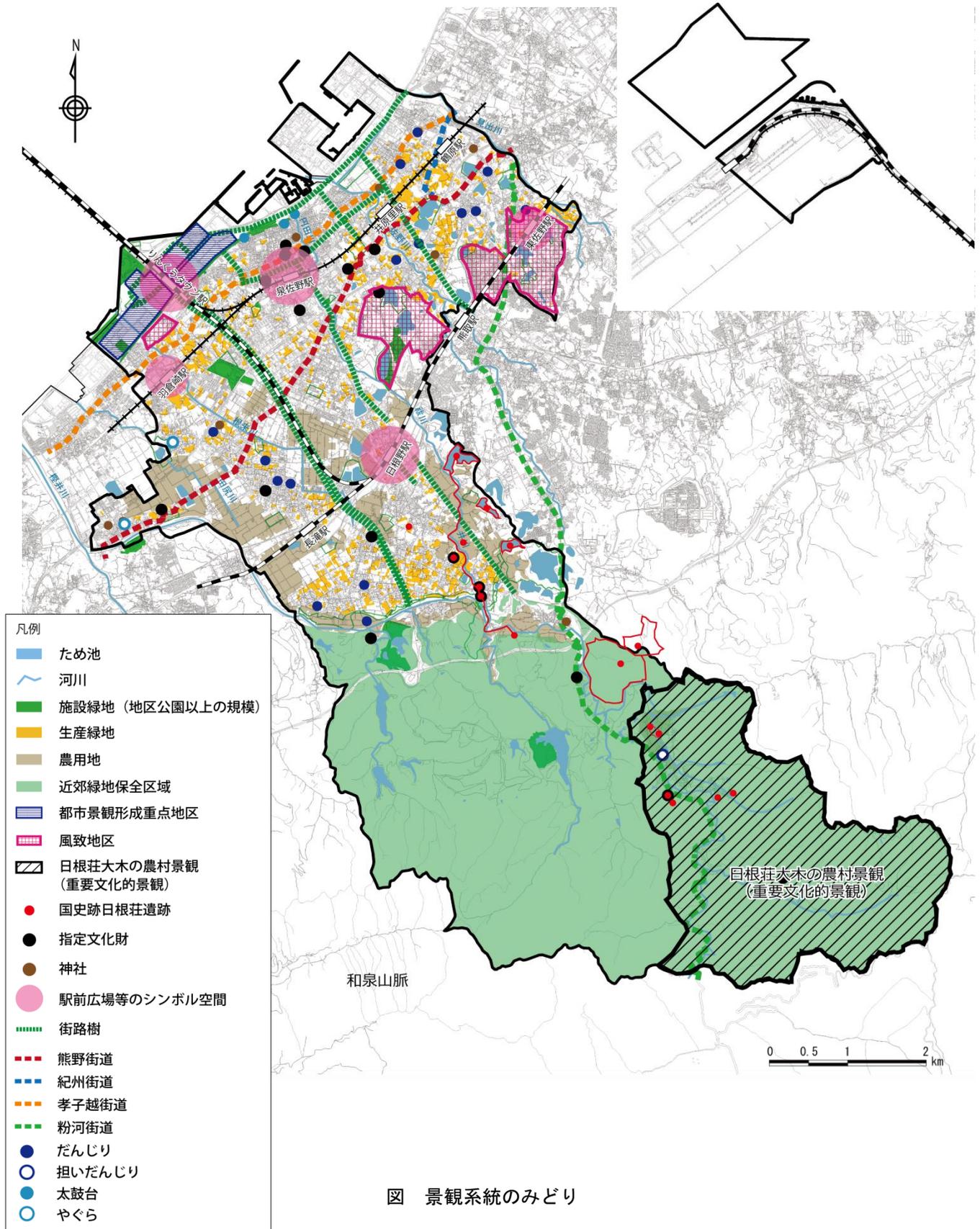
熊野街道、紀州街道、孝子越街道（浜街道）、粉河街道の4つの旧街道が通っており、旧街道沿いには指定文化財等の観光施設が多く、街並みや沿道のみどりが観光に活かせる景観要素にもなっています。

#### ・歴史的建造物等

指定文化財をはじめとする古民家や社寺仏閣等で、社寺林等のみどりとともなうものは、みどりが不足しがちな市街地において、みどりのランドマークとなっています。

・郷土文化の根づく広場

泉州地域の特徴的な行事である“だんじり”は地域のアイデンティティ\*となっています。秋祭り等で地域の人々が集まるだんじり小屋、太鼓台等には、隣接する小広場や河川等と合わさって郷土の風物詩としての景観要素となっているところもみられます。



#### 4) 防災系統のみどり

みどりは、災害時に人命をまもるために重要な役割を果たします。

都市公園は、避難場所としても位置づけられ、市民の安全確保に役立っています。街路樹のある道路は、火災時の他地区への延焼の抑制や、安全な避難路の確保の一助となります。同じく、宅地内のみどりは、火災の隣家への延焼を抑制する効果があります。

また、農地やため池は、都市の保水力を高めることに役立っています。

以下に本市において防災系統のみどりを構成する要素を示します。

##### ・都市公園

基幹公園等の都市公園は、一時避難場所として指定されているものが多く、末広公園は広域避難場所に指定されています。災害時は市民が避難する場となることや、平常時から防災訓練等を行うことができる場であることから、重要な防災系統のみどりとして機能しています。

##### ・沿岸部の緑地

りんくう公園等にあるみどりや旧海岸線付近の都市緑地等の沿岸部の緑地は、洪水時は避難場所として、津波・高波時には被害を抑える緩衝帯として機能し、また、工場等の火災に対しての延焼抑制機能も担っています。

##### ・街路樹

街路樹は、避難動線としての道路空間の確保や延焼防止に貢献しています。なお、一部の幹線道路は地域防災計画において避難路として指定されています。

##### ・農地・ため池等

市街地や周辺部の農地・ため池は、農業としての機能の他に、豪雨時の雨水一時貯留機能や避難場所としての機能を持っています。

保全すべき農地の中心となるのは、市街化調整区域の農用地（260ha）と市街化区域の生産緑地（145ha）です。農用地は、市街地周辺に存在するまとまったみどりとして、生産緑地は市街地内の各所に点在する身近なみどりとして重要です。

ため池の中には、このような貯留機能を維持していくには改修が必要となる老朽化したものもみられます。

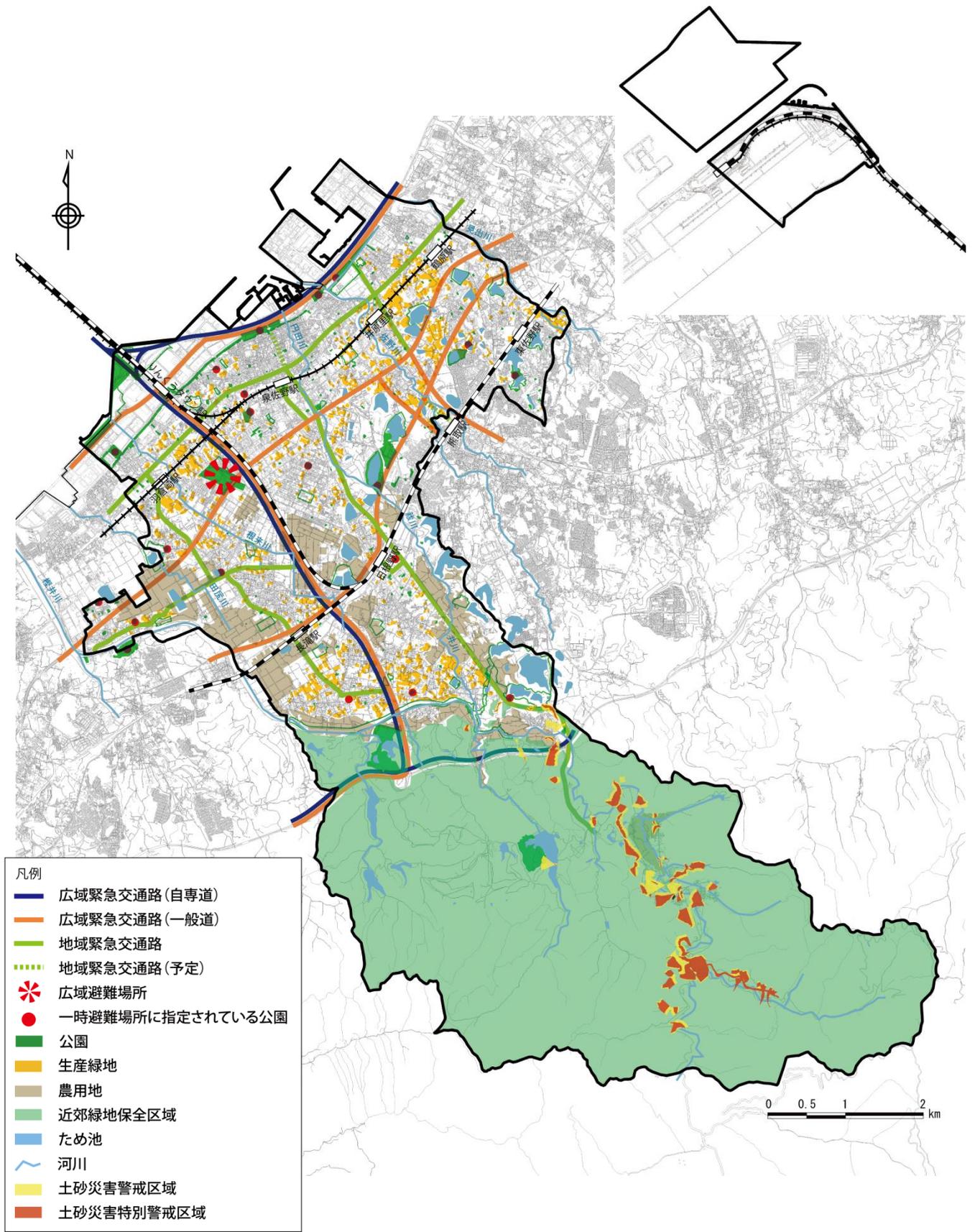


図 防災系統のみどり

## (2) 市民とみどりの関わり方から見たみどりに関する課題

本市のみどりの現状、市民アンケート調査結果、現行計画の進捗状況、関係法令・計画制度の動向等から、みどりに関する課題を整理します。

課題の整理に際しては、旧計画策定以降の我が国のみどりに関する取り組みが、生態系への配慮や多様な主体の連携によるみどりの創出と管理を重視したものとへと転換してきていることを踏まえ、市民と環境、市民とみどりとの関わり方に着目した5つの段階（①保全・継承、②充実、③創出、④活用、⑤演出）の観点から整理します。

注：《みどりと関わる主な主体》

### 1) みどりの保全・継承に関する課題

- ・府レベルのみどりの骨格である山間部から丘陵部にかけては、生物多様性保全や土砂災害防止、水源涵養（洪水緩和を含む）、気象緩和等の場や本市の自然的景観の基盤ともなっている森林が分布しています。多くは近郊緑地保全区域及び自然公園や地域森林計画対象民有林等の地域制緑地として保全が図られているものの、開発行為による森林の伐採や間伐等の森林管理が十分できていないことなどから、山林からの土砂流出や出水等の問題が生じています。また、ナラ枯れ\*や竹藪化等の林相の変化に加え、木材価格の低迷、林業経営費の上昇、森林管理の担い手不足等が、森林を守り、次世代へつないでいくことへの障害となっています。なお、このような問題に対処するための財源として、大阪府では平成28年度に森林環境税\*が実施され、平成31年度より国から森林環境譲与税\*が譲与されます。《府、市、森林関係者》
- ・樫井川上流部の山際等には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の土砂災害関連の危険箇所が分布しており、これらへのハード・ソフト両面の対策の中に山林の保全を取り込む必要があります。《府、市、森林関係者》
- ・広大なみどりの管理には、市民等の協力が必要ですが、本市にはみどり法人をはじめ、みどりに関するボランティア団体やNPO団体\*等があるものの、活動実態がつかみきれていない団体もあり、市民等の力を活用しきれていません。会員不足や高齢化等、持続的な活動への支障も生じていると考えられます。《府、市、市民》
- ・山地のみどりともう一方のみどりの骨格である海岸部のみどりをつなぐ要素としては、市街地及び周辺のオープンスペースである河川、ため池群、街路樹等がありますが、植栽可能な空間があってもみどりが質・量ともに十分ではなく、不連続な区間があることもあり、生態系や景観をつなぐみどりの軸としてはあまり強くありません。環境保全や生態系維持に貢献するみどりのネットワーク形成に対して、これらの空間資源が十分に活かされていない状況にあります。《府、市》
- ・農地は、海岸部と山地を面的につなぐ貴重なみどりであり、都市のみどりの体系に位置づけるとともに、農業振興地域整備計画に基づいて営農を継続していく必要があります。市街化区域内のみどりである生産緑地は、2022年に解除の動きが出てくることが想定され、市街地の農地を次世代に残していくには、特定生産緑地の指定により、農地を継続的に保全することとあわせて、法改正で可能となった多様なスタイルの営

農など経済基盤としての都市農業を育成していく必要があります。また、解除した場合でもみどりの確保方策を検討しておく必要があります。具体的な施策の検討に際しては、農地所有者や該当地区等の住民意向の把握からはじめる必要があります。

《市、農業者》

- ・みどりと一体となった水辺であるため池は、用水受益農地の減少等により担保性が不確実になっています。老朽ため池の改修を進めるとともに、都市公園や文化財としての保全などを都市のみどりの体系の中に位置づけて保全していく必要があります。

《農業者、市》

- ・山地、農地、ため池等は、都市の保水力を高め、大雨等による洪水被害を低減する役割も持っているため、防災施策の中にも位置づけて保全していく必要があります。

《府、市、農業者、森林関係者》



街路樹の乏しい幹線道路



土砂災害警戒区域（犬鳴山温泉周辺）

## 2) みどりの充実に関する課題

- ・みどりは、整備・確保しただけでは十分に機能を継続できず、山地の保水力を高めるには植生の充実が必要であるなど、魅力的で豊かなみどりとしていくために絶えずみどりの維持管理と充実化に向けて手を加えていくことが重要となります。

《市、森林関係者》

- ・開設済みの都市公園においては、市民等の利用者によりよく利用されるよう、ニーズに合わせた施設や植栽等の改善と、老朽化した遊具等公園施設の改修・更新に計画的に取り組んでいく必要があります。

《市》

- ・市街地内のみどりの不足を補い、うるおいのある都市環境としていくためには、公共施設や民有地の敷地及び建物の緑化の充実化が効果的です。建物の緑化に関しては、壁面・屋上緑化等の新たな緑化手法が開発されています。これら敷地及び建物の緑化に向けた意識啓発を行うとともに緑化促進のための支援制度を検討していく必要があります。また、特に敷地及び建物の緑化の推進が必要な地域については、緑化地域や緑化重点地区の指定の必要性と可能性を検討していく必要があります。

《市、企業、市民》

- ・これらの充実化された多様な空間のみどりの管理は行政だけで行うには限界があり、市民ニーズに合ったみどりにしていくためにも、里親制度をはじめ、市民やNPO等の民間団体との協働を重視していく必要があります。

《市、市民》



緑化された建物



開設済みの都市公園

### 3) みどりの創出に関する課題

- ・市街地におけるレクリエーション系統のみどりの中心となる公園については、ほぼ、一住区一公園の配置となっているものの、児童公園に頼っている住区もあり、都市公園の未開設区域の整備を促進する必要があります。長期未着手公園もある状況に鑑み、整備の優先順位を検討する必要があります。 《府、市》
- ・市民にとって最も身近な都市公園である街区公園は、未開設を含めても市街地を十分にはカバーできていません。一方、街区公園より小規模で都市公園には分類されない児童公園が市街地に多く点在しており、これらを有効活用して身近な公園不足の解消を図ることが課題となります。 《市》
- ・民間の土地等（土地、人工地盤、建築物その他の工作物）を活用し、住民の利用に供する緑地として都市公園と同等の位置づけができる市民緑地制度の導入等により身近なみどりを増やしていく必要があります。 《市、市民》
- ・本市ではみどり法人（緑地保全・緑化推進法人）が指定され、都市公園の管理業務等が行われているものの、新しい都市緑地法運用指針で求められているような、市民緑地制度等を活用したみどりの拡大や緑地の保全及び緑化の推進に関する情報収集・提供、助言指導、調査研究等の積極的な活動は行われていません。 《市》
- ・都市公園以外にも道路や河川等の公共用地として確保された緑化が可能な空間があり、法面保護や灌木等の基本的な緑化が行われています。さらに、生態系や景観、まちの回遊・レクリエーションルート、避難路、延焼防止帯など様々な役割においてみどりをむすびつけていけるよう、緑化の充実、連続化を図る必要があります。 《国、府、市》
- ・これらの多様な資源と手法でみどりをつくり、結びつけていくことでみどりを増やしていく必要があります。



田園と調和した街路樹のある幹線道路



児童公園

#### 4) みどりの活用に関する課題

- ・大規模公園や温泉郷、日根荘遺跡等のみどりを背景としたレクリエーション資源・地区があり、インバウンド\*に対応した魅力的な施設や体験プログラムが提供されています。さらに届きやすく分かりやすい観光情報・案内を提供するとともに、泉佐野の日常を体感できるような“まちめぐり”、里山や田園での歴史的文化や風景の探訪等の新しい要素を加え、訪日客をはじめ多様な来訪者のニーズにあった展開を図る必要があります。  
《市、観光事業者》

- ・生産緑地や市街地周辺の農地では、農業体験や農産物や加工品の販売など、多様な農業の展開により農地の保全を図っていく必要があります。  
《市、農業者》

- ・市民の日常のレクリエーション空間となる都市公園では、市民や来訪者のニーズを確認した上で、新たな使い方の提案や施設更新を図る必要があります。その際には、よりニーズに合った公園とし、また、管理への円滑な市民参加が行えるよう、計画段階からの市民参加を図ることが求められます。  
《市、市民》

- ・都市公園等が避難場所となっているところも多く、防災機能の付加やそこへ向かう避難路の確保が必要となります。避難路は安全であるとともに日常から認識・利用されていることが大切です。高木緑化等のみどりの演出が効果的ですが、現状の高木街路樹は少なくなっています。みどり豊かな避難ルートは、都市の防火帯としても活用できます。  
《市》



犬鳴山温泉の溪流



末広公園（広域避場所地）

## 5) みどりの演出に関する課題

- ・景観形成としては、地域のアイデンティティをみせる地形と一体となったみどりである山地・丘陵、河川・ため池、海岸が重要です。特に、日根荘から熊取町境界につながる丘陵のため池群は、古来より檜井川から取水して本市の農業用水を貯留してきた文化財でもあります。また、導水路としての井川（円田川、祓川の上流）が日根神社のゆ祭りの歳時にも使われているなど、地域の歴史・文化を表す空間としても重要であり、現在も本市の水源地として機能しています。近年は、市街化が周辺まで迫り、丘陵があまり高くないこともあり、市街地からはため池群の存在が認識しにくくなっていますが、みどりへの視界をまとめて確保している市街化調整区域の農地の保全やため池を含む都市公園の整備とあわせて、地域の特徴ある水辺を顕在化していくことが望まれます。 《市、市民》
- ・地域の特徴的な歴史・文化資源である歳時記的イベントとして泉州だんじり祭があります。だんじり小屋が市内に点在しており、小広場や河川等と隣接しているものも多くあります。このような魅力的な小空間を地域のアイデンティティを持った景観としてアピールするためには、鉢花等による小さな緑化修景も効果的です。 《市民》
- ・都市のにぎわいや観光周遊時の楽しさを演出するシンボル景観としての拠点（駅前広場や商業空間等）や軸（街路、街道等）の景観形成が必要となっています。 《市、企業、市民》
- ・市民の目に触れるみどりを効果的に増やすことのできる、景観ネットワークを構成する道路や河川・ため池の周辺等の水辺の緑化・活用が望まれます。 《市、市民》
- ・これら公共空間に接した沿道、沿川の土地や建物の緑化修景が景観形成上、非常に大切であり、法制度を活用した誘導や支援制度の検討を行う必要があります。 《市、市民》
- ・本市の特徴的な水辺である犬鳴山温泉の檜井川溪流部や各所のため池には、市民が水辺に近づけなかったり、水辺景観が遮られたりしているところがあります。 《府、企業、市民》
- ・これらの多様な空間での景観やにぎわいの演出には市民参加が不可欠であり、NPO等の民間団体や市民との協働を図っていく必要があります。 《市、市民》



日根神社境内を流れる井川



河川沿いのだんじり小屋

